

# 平成31年2月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	鈴木 智
委員会開催日	平成31年3月6日(水)、8日(金)、12日(火) 13日(水)、14日(木)
所属委員	[副委員長]佐藤雅裕 [所属委員]鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継



鈴木智委員長

- (1) 知事提出議案：可 決・・・8件  
※知事提出議案はこちら[PDF]
- (2) 議員提出議案：可 決・・・1件  
※議員提出議案はこちら[PDF]

## ( 3月 6日 (水) 生活環境部)

宮本しづえ委員

JR只見線の寄附金が見込みより多かったとのことだが、今までの総額と今年度の寄附金は幾らか。

生活交通課長

日常的に個人または団体から寄附がある。今回、3,000万円を超える寄附金となったのは、多額の寄附を受けたケースがあったためである。

現段階での今年度の寄附金は3,378万4,000円になる。これを含めた寄付金の総額は2億840万円である。

当初は利息分だけ計上していたので、今回の補正で現段階までの寄附金全額を積み上げたものになる。

宮本しづえ委員

たくさんの寄附があったとのことであり、県の財政にとっては非常にありがたい。寄附をした方は工事の促進を図ってほしいとの思いがきっとあるので、JRとしっかり協議し、工事の促進を図ることを要望する。

生活路線バス運航維持のための補助(通常)の2,486万円の減額については、当初予算の金額が大きくない割に減額が大きいのではないかと。

生活交通課長

これは各路線の実績に応じて補助を支払っているもので、計画額と実績額との差で減額になっている。また、車両の購入補助もあるため償却資産を5年間に分割してバス会社に支払うが、バスの購入時期のおくれなどにより減額になったものもある。

さらに応急仮設住宅の近くを通る路線は復興特例になるが、応急仮設住宅の入居実態がなく、供与が終了すると通常分として支援する。このため供与終了を見込んでいた応急仮設住宅が供与を継続したことから復興特例の対象となり通常分

が減額となった。これらを積み上げて2,486万7,000円の減額となった。

宮本しづえ委員

利用が多くなって補助金が少なくなったのか。それとも路線そのものが少なくなって補助する金額も少なくなったのか。

生活交通課長

利用者の減少により路線としての採算は悪い状況になっている。補助の仕組みとして赤字がふえたからといってその分を補助するのではなく、収支が下がれば補助も下がることがあるため今説明した路線は実態として厳しい状況になっている。

宮本しづえ委員

通常の生活路線の利用者が減ったことによる減額とのことである。

もう一方で福島イノベ構想周辺環境整備交通網形成事業も減額になっている。この減額も結構大きく、通常分の金額とほぼ同じであるが、今後、福島イノベ構想周辺環境整備交通網形成事業によりイノベーション関連の施設にどのような交通網を整備するのか。

生活交通課長

イノベーション・コースト構想の実証事業については、どのように避難地域の公共交通を構築していくかということで計画を作成したり、生活路線の広域運行を行った。

今年度から福島県避難地域広域公共交通網形成計画の目標の一つとしてイノベーション・コースト構想の進展にあわせて公共交通の整備を図ることとしている。その結果として中通りと浜通りのバス路線の運行、双葉郡でのカーシェアリングの実証事業を実施した。また、中通りと浜通りの高速バスが1日20本ぐらいあるので、既存の路線を補完するため郡山、富岡を結ぶバス路線を実証的に運行したい。

イノベーション・コースト構想に従事する方、仕事で来る方、あるいは避難をしている方が現地に行きやすくなったり、仕事をしやすくなるとともに浪江駅と富岡駅でカーシェアリングすることで、そのときの自分のスケジュールに合わせて細かい動きもできることを期待して実証事業を始めた。ただ地元や既存の交通網との兼ね合いなどの調整に時間を要した。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構に委託しているが、こちらも4月すぐとはいかず事業開始が想定よりもおくれたので、当初の目的を達成するために繰り越ししてバス路線及びカーシェアリングの実証に取り組みたい。

宮本しづえ委員

今の説明は事業のスタートがおくれたので減額するが、当初の事業計画をそのまま実施したいとのことである。ただ本当にそのような交通ニーズがあるのかももう少しきちんと見きわめたほうがよいので、ここはしっかり精査するように述べておく。

野生動物の被害対策が931万円の増額になっているのはイノシシの捕獲頭数がふえたためだと思うが、今年度の総捕獲頭数と管理計画との関係はどうなったのか。

自然保護課長

生15ページ、野生動物管理費の3番の増額分については、狩猟捕獲を支援する市町村に対する補助金であり、市町村からの要望に応じて当初に計上しているが、今回、当初計上よりもふえた800頭分を増額している。

計画全体との比較では、年間1万8,000頭ぐらいの計画になっているが、今年度の見込みについては精査中である。特に狩猟捕獲が11月15日～3月15日となっており、そこの部分の実績が出ていないので、それを含めて最終的にはどのくらいになるのか精査する。

**( 3月 6日 (水) 企画調整部)**

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーの住宅用太陽光発電の事業費が減額になっているとのことだが、全体の事業費との関係でどのくらいの到達だったのか。また、事業費が大幅な減額になったのはなぜか。

エネルギー課長

今回、住宅用の太陽光発電施設整備への補助関係を減額補正している。これは、企画8ページのチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業に含まれており、当初予算で約4,000件と見込んでいたが、今回の見込みで1,000件程度少なくなることから約1億8,000万円を減額した。

その理由としては、設置自体は大きく減少していないものの設備認定の審査に時間がかかっていると設置事業者等から聞いているが、改善されてきているため2、3月と若干の伸びも期待される。平成25、26年度に比べて年々少なくなっている傾向はあるが、今後もしっかりと支援して普及拡大に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

年々少なくなっているというのは大変気になる。再生可能エネルギーを県民参加型で推進しようとしている中で一番手取り早く取り組みやすい事業がこれだと思っている。この部分で応募件数が減っているとすれば、県の取り組みそのものに不十分さがあるのではないか。

今回、このような大幅な減額になったことを受けて、この分野での取り組みをどう進めていくのか。もう少し本格的な取り組みをする必要があると考えている。きょうは整理予算なのでこの部分を指摘しておく。

原子力施設に対する国の交付金がプラスやマイナスになっている部分は、たしか国が福島第一原子力発電所の廃炉に伴って向こう30年間、市町村と県に対して交付すると約束したものだとして理解している。恐らく決まった金額が交付されると思うが、3月の整理予算でプラスやマイナスになるのか理由を説明願う。

エネルギー課長

今回、特定原子力施設地域振興費は2月補正で2億9,500万円の増額を計上している。この制度は福島第一原子力発電所の廃炉に伴い、平成27年度から30年間、毎年84億円が県に交付されることになっている。この内訳は福島第一原子力発電所の立地町、周辺市町村等に32.2億円、県に約52億円と決まっており、県から市町村にはその決まった額を交付することになっている。

県の約52億円の交付金は、単年度で使うものは財源としているが、翌年度以降に活用するものについては当初の段階で基金に積んでいる。今回の2億9,500万円の増額は単年度分として当初に計上していたが、単年度では終わらず翌年度以降も引き続き事業が必要になったものを基金に積み増しする金額になっている。

宮本しづえ委員

そうすると国からきた部分はどこの基金に入れられるのか。

エネルギー課長

福島特定原子力施設地域振興基金である。

宮本しづえ委員

今の説明では単年度分、それからもう少し長期的に使う部分があり、その長期的な部分は基金に積み立てながら活用していくとのことだが、年度末時点の基金の残高は幾らか。

エネルギー課長

平成30年度末で約40億円の基金残になる見込みである。

## ( 3月 8日 (金) 生活環境部)

宮本しづえ委員

生1ページの職員費の中で地方自治法に基づく自治体派遣は何人いるのか。

生活環境総務課長

生1ページの災害派遣職員等受入経費については派遣職員4名を受け入れる方向で調整している。

宮本しづえ委員

派遣職員4名でこの金額になるのか。

生活環境総務課長

4名の人件費で1人当たり約800万円、それから公舎借上料等が含まれた金額になっている。

宮本しづえ委員

単なる給与だけではないのでこれくらいの経費になるとのことである。ただ4人で5,000万円を超えるのはかなり大きい。県職員で足りない部分を補うためこれまで派遣職員を受け入れてきたが、生活環境部では長期にわたって環境に関する専門的な職員も必要になるので、この人件費5,000万円あれば職員を10名くらい雇えるのではないかと。それぐらいに匹敵する金額であり、そのような専門的な職員の育成が求められていると思うが、どうか。

生活環境総務課長

財源は基本的に震災復興特別交付税が措置される。

また、化学職の技術系職員が派遣されて復興関係の業務に従事しているので、これまでも業務の特性や即戦力といった面から災害派遣職員に応援してもらっている。

宮本しづえ委員

そのような必要性があったことも十分に理解しているが、放射線の測定など長期的に継続する事業などが相当出てきていると思う。だから、そういった部分は新たな事業として取り組みざるを得ないので、県としてきちんと職員を拡充して充てるとの考え方をとる必要があると思うので、ここは意見として述べておく。

続いて、生2ページに消費者行政体制強化事業がある。この体制強化について説明願う。

消費生活課長

消費者行政の体制強化事業は大きく分けて3点ある。

1つは県の消費生活センターに相談員を置くための経費である。2つ目は消費者の教育をしっかりと行うための経費である。3つ目は市町村の相談体制を整備していくために市町村で相談員を配置するときに要する経費を補助するものである。大きく分けてこの3点で消費者行政の体制整備を進めていきたい。

宮本しづえ委員

県の消費生活センターに相談員はいたと思うが、相談員を置くとはどういうことか。職員体制を変えるということか。

消費生活課長

県の消費生活センターにも相談員が配置されており、引き続き配置して体制の整備に努めていく。

宮本しづえ委員

体制強化とはどこの部分が強化されるのか。消費者行政はネット通販などさまざまな問題があり、複雑、多様化、高度化している。それに対応する職員体制をつくらないといけない。それは市町村に対しても同じだと思うので、その相談体制をどのように強化していくのか。

消費生活課長

県の消費生活センターの相談員数は今年度と同じである。ただ、委員指摘のとおり相談の中身が非常に複雑化、専門化している。そこで、相談員一人一人のレベルアップを図るため国民生活センターの研修に参加したり、市町村の相談体制を強化するため県の相談員が市町村の相談員に対して指導、助言する機会を多くするなど、相談員の人数は変わらないが、消費者行政の体制強化をしていきたい。

渡部優生委員

消費者行政の体制強化について関連して質問する。

体制強化することは大変よいことだと思うが、近年の相談の状況はどうか。私が調べた件数では平成20年度が約8,500件、29年度が約5,000件で約3,500件減ってきている。

#### 消費生活課長

委員指摘のとおり、ここ数年間は5,000件程度で推移している。少し前から比べると減っている状況であるが、相談内容はインターネット関連の情報利用に関する相談が非常に多く、インターネットについての複雑な知識が求められている。また、従来の売り手と買い手だけではなく、クレジットカードを利用することによって間にクレジットカード会社が入るなど複雑化している。さらに架空請求、架空メールの相談件数が多く、これは若い人から高齢者まで年代を問わず相談が多い。

#### 渡部優生委員

デジタルコンテンツ関係の相談が多く、20代未満の相談も多いので消費者教育の強化が必要である。特に18歳成人が制度化されたことにより、今まで20歳未満であれば契約しても解除できたが、今後はそうはいかない。手口も非常に巧妙になってきている。若い世代は架空請求が来ただけでもどうしたらよいかわからず、どこに相談したらよいかもわからないようである。若者向けの消費者教育と相談窓口は市町村に配置することになっているようだが、なかなかそのことがわからない。県の消費生活センターのホームページを見れば掲載されているが、身近なところでどこに相談したらよいかわからないのが実態である。その辺の丁寧な説明や案内をもっと強化していくべきではないかと思うので、新年度の予算でどのように取り組んでいくのか。

#### 消費生活課長

成年年齢が18歳に引き下げられ18、19歳は未成年者でなくなり取り消しが認められなくなる。そこで、18、19歳、特に高校生を中心にどのように教育していくかが重要なので、国と連携して高校生の授業で活用できる教材を配布し、授業の中で教育することも必要である。ただ教員の対応だけでは間に合わない部分もあるので、外部講師による講座を活用するよう周知していきたい。

もう1つは高校生に直接働きかける取り組みも必要なので、高校生がよく使用するスマートフォンで情報がすぐ見られるSNSを活用して情報を発信し、そこで少しでも気づいてもらえる取り組みをしていきたい。

市町村の相談体制については、大きなところであれば消費生活センターで相談を受け付けているが、小さい町村では相談体制の強化に努めているものの現実的には不十分なところも多いので、県がしっかり相談を引き受けていきたい。

#### 宮本しづえ委員

生6、7ページに地域交通の維持のための各事業がある。この中で今年度から市町村がタクシー利用の補助をする場合に、県が市町村に補助する制度を立ち上げたと思う。今年度を実施した自治体とプラス幾つかの自治体を見込んでいると思うが、来年度はどのくらいの自治体でこの事業を見込んでいるのか。

#### 生活交通課長

ふくしま地域公共交通強化支援事業は、タクシーの利用を念頭に置いた実証事業で今年度から始め、4つの市と町で実証事業に取り組んだ。来年度についても同様に複数の市町村の実証事業を支援していきたい。

実証事業の考え方としては本格運行前のテストのようなものなので、同じ市町村が継続するというよりも新しく取り組む市町村があったときに支援していくものであるが、継続する場合でも新たな取り組みを行う場合には対象として支援していきたい。

#### 宮本しづえ委員

通常、実証事業であれば3年ぐらいは実施すると思う。だから、今年度から始めた自治体はこれからも継続すべきと思うが、来年度も補助対象になると考えてよいのか。また、来年度から始める自治体はあるのか。

#### 生活交通課長

実証事業は通常であれば2、3年続けるが、今回取り組んだ市、町でも全域ではなく一部の地域で限定的に試験的に事

業を実施した。もしかすると来年度は別の地域で実施したり、方法を少し変えて実施するかもしれない。その場合はこの支援事業の対象として考えているが、全く同じ内容に場合は予算も限りがあるので、まず新しく取り組むところを優先して支援していきたい。

また、この事業に取り組もうとしている市町村については昨年度に意向を聞いており、その中で実際に取り組んだのが4つの自治体であった。取り組みに至らなかった市町村では引き続き検討していると思うので、そういったところに改めて意向を確認して取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

こういった事業は住民からのニーズが高い。利用者にとってタクシーは利便性が高いので、そういった補助事業に対する要望は結構ある。そこで、この事業の来年度の予算は幾らか。

生活交通課長

5,173万9,000円のうち3,000万円を想定している。

3,000万円の内訳としては、750万円の4カ所を想定しているが、事業費はそれぞれ違うため採択は予算の範囲で考えている。

宮本しづえ委員

せっかくこのような事業が始まっても県の補助金がなくなると市町村が独自で継続するのはなかなか大変になってくると思う。利用した人からは多分好評なのではないかと思う。県は利用者からの評価を把握しているか聞きたいくらいである。

この事業の予算が3,000万円、一方のイノベーション・コースト構想関連の交通網形成事業の実証事業は来年度2年目で1億円を超す予算がついている。また、先ほどニュースで実証運行している福島交通のバスが走っているところを見たが、余り人が乗っておらずあの映像を見る限りでは利用者は少ない。

補正予算のときにも言ったが本当に必要性があるのかしっかり精査し、有効な金の使い方を考えるべきである。本当に公共交通の支援が必要なのは県民のところではないか。生活環境部としてそこを据えてしっかり交通体系の予算編成をすべきではないか。

イノベーション・コースト構想の交通網形成事業の実証事業は今年度に全部できなかつたため来年度に繰り越すと説明だったが、来年度も1億1,000万円の予算がついている。その予算で何を行うのか、それが本当に実用性のあるものになっていくのか。この辺の見通しがまだ立っていないにもかかわらず、この事業だけは何でも実証事業を実施するのは県民が納得しないと思うが、どうか。

生活交通課長

イノベーション・コースト構想の実証事業については来年度で2年目になる。2月補正で繰り越したが、1年間を賄うまでの財源はないので数カ月分になると思う。きょうからスタートした実証運行バス、12月からスタートしているカーシェアリングについては引き続き実施していきたい。

きょうから始まったバスの実証運行については、どのくらいの人が利用するのか、ダイヤはよいか、経路はどうかをしっかりと分析し、改善点を修正して来年度予算で実証していきたい。

この事業は復興庁の応援を得て行っているもので、ずっと継続できるものではないことから今年度、来年度の中で継続性を見きわめながら進めていきたい。

宮本しづえ委員

イノベーション・コースト構想関連は国から金があるので予算がつきやすい傾向にあるが、本当に必要なものは担当課が見きわめるべきだと思う。こういった交通ニーズが本当に必要あるのかは疑問である。施設に通っている人、あるいは施設を訪れる人たちは、公共交通よりもマイカーを利用する人が多くなる気がするので、この交通体系を本当に整備しなければいけないかしっかりと見きわめるよう要望する。

次に、生15ページの鳥獣被害対策の4億3,000万円について聞く。

部長説明で新しい管理計画をパブリックコメントしているとのことだったのでまだ素案の段階だと思うが、新しい管理計画の基本的な考え方は、今までとどこが違うのか。新しい計画について資料の提出を願う。

鈴木智委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では資料を提出できるか。

自然保護課長

全体の計画になるとページ数が多くなるためホームページで掲載している概要版であれば提出することは可能である。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。それでは資料を提出願う。

宮本しづえ委員

イノシシの有害鳥獣対策については市町村の1頭当たりの補助金は相当ばらつきがあったと思うが、各市町村の補助金がどのように交付されているかわかる資料はあるか。

自然保護課長

イノシシの捕獲については県が行っている直接捕獲、市町村が中心になって行う有害捕獲、狩猟者が行っている狩猟捕獲がある。県の補助金は狩猟捕獲に対する支援で1頭当たり1万3,000円を市町村に交付している。市町村ではそれに上乗せしているところもあれば同じ金額を補助しているところもある。

現在、狩猟期間が3月15日までなので今年度の見込みを調べている。来年度、市町村が上乗せするかはもう少したってみないとわからない。今年度についても3月末あたりにならないとわからない。あくまでも県の補助金は1万3,000円なので市町村が独自に上乗せするかはまだ把握していない。

宮本しづえ委員

既に捕獲して補助金を出しているのだから、各市町村がどのくらいの補助金になるかは県が把握していると思っていたが、最終的には年度を越さないとわからないということか。

自然保護課長

県が市町村に補助する際には市町村から申請書の提出があり、その中で市町村の収支がわかるので、そこで1頭当たり幾らというのはわかる。今年度は15日以降に最終的な額が決まってから申請されるので、その分がまだわからない。

あと有害捕獲については、国、県、市町村の3つの補助金を足して補助している。

宮本しづえ委員

各事業によって補助金も違っているので、今年度の分がないとすれば平成29年度の各事業の市町村の補助金に関する資料を提出願う。

鈴木智委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では資料を提出できるか。

自然保護課長

生活環境部が把握している分であれば提出できる。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。それでは資料を提出願う。

宮本しづえ委員

1頭当たりの捕獲の手間は市町村によってそれほど変わらないと思うので、地域によって補助金の格差が出ないように県は支援すべきではないのか。

平成29年度の実績で1頭当たりの補助金が一番多いところではどのくらいか。県の1万3,000円に5,000円、6,000円と上乘せしているところもあったと思うので、かなりの差があると思う。

自然保護課長

市町村によって被害の状況は異なっている。例えば被害が大きい市町村ではたくさんとってほしいので独自の上乗せをしており、平成27～28年は2万円程度が相場だった。また、いわき市の白水阿弥陀堂の周辺ではたくさん被害が出たのでその年に限って手厚く補助金を出したこともあるので後日一覧表を提出したい。

県では処分と捕獲のベースになる1万3,000円は補助するが、それ以上については市町村の施策になるので最低限の統一という意味で1万3,000円と考えている。

宮本しづえ委員

県はそういった理由があって1万3,000円がベースとの説明だが、1万3,000円では捕獲が難しいので市町村が上乘せをしていると思う。そのベースとなる金額そのものがそれでよいのか県に判断が求められているため、この金額について再検討を求める。

新しい管理計画に基づいて捕獲頭数も当然ふえる。そこで、狩猟者の確保の総合対策事業で猟友会に対する補助、育成をしようと思うが、現在この捕獲の体制で新しい管理計画に対応できるのか。

自然保護課長

部長の説明でイノシシの個体数の抑制を図り、人の生活圏とのすみ分けをするために年間2万5,000頭を目標に最大限の捕獲に取り組むと説明した。その中で県の直接捕獲については、今年度の当初で7,000頭の枠があったが、来年度の当初は1万頭の枠を確保する。また、狩猟捕獲については別の予算で4,000頭分、農林水産部の有害捕獲、営農支援の関係で約9,000頭の通常予算を計上している。それ以外にも帰還困難区域で国が捕獲したり、各市町村が有害捕獲をしているので2万5,000頭の捕獲に向けて努力していきたい。

宮本しづえ委員

そうすると今の猟友会の体制でなんとか対応できるとの見通しを持っているのか。

自然保護課長

平成28年度に2万6,000頭の実績があるので、猟友会の方や関係団体と協力しながら目標達成に鋭意努力していきたい。

鳥居作弥委員

生10ページに食品ロス削減推進事業があるが、この中に県が推し進めている食べ残しゼロ推進運動が含まれるのか。

一般廃棄物課長

食品ロス削減推進事業には、食べ残しゼロ協力店の募集や教材を配付して子供たちから家庭などに普及啓発を進めている事業が含まれている。

鳥居作弥委員

食品ロスについては本会議で宮川政夫議員が質問しており、意見書も出ているので喫緊の大きな課題である。議案説明資料には食品ロスに関する事業がこの1項目だけだが、ほかの部局も含めて食品ロスに関する事業はほかにないのか。

一般廃棄物課長

生活環境部が進めているのは主に食べ残しを減らす取り組みであるが、農林水産部では食品廃棄物のリサイクルに関する取り組みを行っているという。

鳥居作弥委員



食品ロスは日本国内で年間646万tが発生しており、それは国連が援助している食料の2倍になる。本当に世界レベルで考えなければいけないが、こういった問題は横断的な課題もあるので連携して対応するように要望する。

宮本しづえ委員

生15ページの除染推進費について聞く。

市町村の除去土壌の搬出について1,000億円以上の予算が計上されている。補正予算で約500億円減額したので、予定どおりには進まないのが現状である。

今、住宅等の現地に仮置きされているのが約10万カ所と言われているが、新年度の予算を執行すれば何カ所ぐらい減少するのか。

除染対策課長

現場保管、仮置き場は1カ所ごとに大きさがばらばらなので、具体的に何カ所という数字は把握していない。今回、この予算を積み上げるに当たり各市町村から端末輸送に係る経費の積算として何m<sup>3</sup>運び出すのかをベースにして積算した。端末輸送は現場保管からの積み込み、小規模な仮置き場からの積み込みなどがある。仮置き場から積み込み場に持っていても中間貯蔵に運ぶのは国なので減らない。ただ現場保管は10万カ所を超えるが、現場保管から積み込み場に端末輸送することによって一定程度現場保管の数が減る。

各市町村から上がってきた数字を積み上げると約60万弱m<sup>3</sup>の保管量が減る計算になる。これを1年間かけて進めるので、実際のところは輸送の状況や天候などいろいろな状況があるので最終的な仕上がりは年度末にならないとわからない。

宮本しづえ委員

現場保管が10万カ所で総量が幾らあって、それが新年度で60万m<sup>3</sup>減るということか。

鈴木智委員長

現場保管の量を把握しているか。

除染対策課長

昨年12月末現在の現場保管は10万4,938カ所、142万546m<sup>3</sup>になる。先ほど説明した約60万m<sup>3</sup>は現場保管について新年度で市町村が計画どおりに進めた場合である。

宮本しづえ委員

142万m<sup>3</sup>のうち60万m<sup>3</sup>減ることになるので、半分まではいかないが減らすことができる。環境省はこれからおおむね3年で中間貯蔵に除去土壌を全部搬出したいと言っている。市町村は現場保管のものを積み込み場に持っていき、どちらも大体同じ年数で考えている。

市町村は仮置き場から積み込み場に持っていき、そこから環境省は中間貯蔵に持っていくので作業が二重になる。同じ期間で終わらせたいのであればもう少し効率的な搬出を国と市町村で協議できないか。例えば大きい仮置き場であれば中間貯蔵にストレートに運ぶなど国と協議できないのか。そうすれば予算を削減することは可能なのではないのか。そういった協議を国としたことはあるか。

中間貯蔵施設等対策室長

各現場保管からの集約と中間貯蔵施設への輸送の全体工程の調整との質問である。

まず中間貯蔵施設への搬入については、これまでも各年度全体の輸送量をベースとしながら進めてきている。これまでは中間貯蔵施設の受け入れ側の整備も段階的だったので、状況に応じて各市町村の搬出量を調整していたが、だんだん整備が進んできたので来年度は全体として400万m<sup>3</sup>の輸送を計画している。また、中間貯蔵施設への輸送については、10tダンプトラックを基本としながら効率的に実施している。

市町村からの要望等もあるが、一部の市町村の搬出をどうしても早める場合には受け入れ側との調整があるので県もかわりながら調整している。

また、市町村が現場保管から一旦集約する場合にも積み込み場周辺の住民との調整が出てくることもあるので、そうい

った場合は速やかに中間貯蔵施設へ輸送しなければいけないこともあるため全体の搬出行程を国、市町村の状況に応じて県も調整にかかわりながら輸送を実施している。

宮本しづえ委員

いろいろ調整があるので単純にはいかないとの説明であった。

住民からすれば早く自分のところを片づけてほしい。ゆうべのNHKの放送でもいつまでも仮置き、埋設されてここにあると思っただけで気分が悪いとの話があった。

だから、そういった要求に早く応える仕組みを国との間でしっかり協議し、なるべく早く処理できる方法を考えてほしい。

そこで、11ページの中間貯蔵施設対策費に1,000万円を計上しているが、この事業の内容について聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設事業は、環境省が実施者として行っている。

県としては安全・安心の確保するため周辺環境等の確認、モニタリングを実施している。モニタリングについては環境省も実施しているが、県としても独自に実施している。

宮本しづえ委員

中間貯蔵施設は地権者との関係もあるので県がそこにどういった形で入るのかは微妙なところである。先日、地権者の中には用地費と賠償の関連性を理解していない方もいることがわかった。誤解している部分もあると思うので、そういった地権者に対する丁寧な対応を県としてしていかなないと用地取得も思うように進まなくなる。その姿勢をもっと強化していく必要があると思うが、地権者との関係で県はどのような役割を果たしているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

事業実施者は環境省になるので、まず県としては環境省に対して地権者に寄り添った丁寧な対応を求めている。地権者への対応で至らないことが聞こえてくる場合には、そういったことのないよう環境省と意見交換、状況確認をしているので、今後も対応していきたい。

宮本しづえ委員

その対応をしっかり願う。

約10億円計上している環境創造センターの来年度の事業費について今年度の当初予算のときに国やJAEAが入っているので、そこに運営費の負担を求めるときではないかと質問したが、新年度の国、JAEAの負担は変わらないのか。

環境共生課長

国、JAEAの光熱水費等の負担については変わらない予定である。

宮本しづえ委員

県の負担がかなり大きいと思う。今は基金から運営費を出せるからよいが、いつまで基金がもつのか大変気になる。そこで、10億円を出したときに平成31年度末の基金の残高は幾らか。

環境共生課長

平成31年度末の残高は把握していないが、30年度末の残高は53億9,000万円になる。

宮本しづえ委員

基金の10億円を使って運営することになると思う。そうすると毎年10億円ずつ使ったら基金は5年しかもたない。去年も同じことを言ったが、その後どうするのかの話が出てくるので心配である。10億円という大きい金額にもかかわらずJAEA、国と合わせた運営費の負担金は1億円にもならない。もしも基金がなくなったときに復興期間が終わったからと言われ、県が全部負担することになったらそんなことが本当にできるのか。だから、負担の枠組みを今のうちに国、JAEAと真剣に協議しておく必要があると思うが、これまでどういった協議をしてきたのか部長に聞く。

生活環境部長

基金についてはできるだけ有効に活用して環境創造センターの運営をしていきたい。また、いずれかの時点では基金の残高がなくなる見通しがあるが、この施設は原発事故で被害を受けた福島県の環境回復再生のために不可欠なものであり通常の運営費について負担を求めるかどうかに限らず国が責任を持って措置してもらいたいと言っており、この施設の運営に関しては国の責任でしっかり財源措置するよう国に求めている。

宮本しづえ委員

国は環境創造センターに約190億円を最初に用意すると約束したが、運営費は毎年かかるので190億円で終わりとはならない。そのことについて補償すると国から確約がとれているのか。そこは曖昧なのではないか。今の説明を聞いても大丈夫と胸を張って言えないのではないか。そこが心配なので、国から確約をとるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

基金の財源については、先ほど説明したとおり政府要望の中でも繰り返し財源措置を求めている。基金の残高はまだ数年分はあるので、国でも今すぐにそれをどうするとの回答はないが、毎年繰り返し求めていくことが必要と思っている。

佐藤雅裕副委員長

部長説明にもあった省エネルギー、地球温暖化対策について聞く。

生9ページ、環境保全対策事業費として約4億2,600万円計上しているが、今年度より約9,000万円減っている。県として再生可能エネルギーと省エネルギーを進め、2030年までにそれを均衡させるとの目標がある。生活環境部では省エネルギーや温室効果ガスの数値をこの目標としていると思うが、平成31年度予算編成に当たってどういった考え方で今年度より予算を減らしたのか説明願う。

環境共生課長

地球温暖化対策全般にわたる考え方とのことだと思うが、細かい経費についても全て精査をした上で必要な額を計上している。また、CO<sub>2</sub>温室効果ガスの削減については県全体の地球温暖化対策の推進計画で2030年度までに45%を目標に設定しており、そこに向けて若年層の啓発、一般家庭、行政、事業者、県全体として一丸となって取り組んでいく考えで平成31年度事業については構築している。

佐藤雅裕副委員長

力強い言葉である。ただ数値目標があるということは、その数値目標に対して今どこまで進捗しているか把握しなければいけない。その一つの目標が2025年に来て、その5年後に45%という目標が来る。

要するに目標に対して進捗が十分に進んできたから予算的を少し緩めたのか、それともまだまだ足りないからしっかりやらなければならないとの考え方が予算に反映されるべきだと述べておく。

宮本しづえ委員

生10ページ、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業はどこでどのような事業を予定しているのか。

環境共生課長

平成31年度については双葉町、飯館村、大玉村の3町村の3カ所で計画している。

宮本しづえ委員

これは公共事業に太陽光発電を導入するということか。県としては市町村が公共事業で新たな施設を設置するときには必ずこの事業を働きかけするのか、それとも市町村が自主的に申請することになっているのか。

環境共生課長

この事業については全国的には平成27年度までの事業となっているが、被災3県の岩手県、宮城県、福島県の要望により27年度の計画に上がっていたものについて32年度まで事業実施期間が延長となった。このため27年度に計画として計上されていた施設については、市町村の施設限定で期間延長している事業になる。

宮本しづえ委員

国はなぜ平成27年度で事業を終わらせたのか。

生活環境部次長（環境共生担当）

この事業については、震災当時、防災拠点となる避難所で電気が使えず大変なところが多かったことを踏まえて、そういったことのないように公共施設を中心として再生可能エネルギー等による設備を導入することによって、全部ではないものの一部でも賄うことができるように環境省が事業を立ち上げた。そして、本県は170億円の基金を造成してこれまで事業を実施してきた。

全体の計画としては約360施設あり、平成27年度までに333施設が完了している。残りの計画については、来年度以降実施を予定するもの、避難区域の中で計画をしていたもののなかなか着工できないもの、または別の財源でそういった施設を整備するものもある。

宮本しづえ委員

東日本大震災との関係で見ればそうなのかもしれないが、国からすれば防災拠点整備はこれから本格的にやらなければいけない状況にある。地震の発生の予測では、本県はまだ低いほうだが、青森県は90%、それから南海トラフのことを考えると全国的にもっと防災拠点整備に取り組まなければいけない。県として防災拠点整備に使える事業はこれしかないのか。

生活環境部次長（環境共生担当）

生活環境部としては今の説明のとおりとなるが、県全体の防災、あるいは国、県、市町村全体の防災についてはまた別の担当部局となるので、その枠組みについては把握していない。

宮本しづえ委員

防災拠点整備なのになぜ生活環境部なのか。防災拠点整備ならば災害対策課になると思うが、これを生活環境部で扱っている理由は何か。

生活環境部次長（環境共生担当）

生活環境部としては、この事業は防災拠点を整備するのではなく、防災拠点となる各市町村の施設に対して再生可能エネルギーを導入して緊急の事態に対応できる施設にするという分野を担ってきた。

## （ 3月12日（火） 生活環境部）

宮本しづえ委員

資料の提出があったのでこのことについて聞く。

福島県イノシシ管理計画（第3期）の平成30年度の推定生息数が5万4,000～6万2,000頭とのことである。そうすると第2期の管理計画で頑張って捕獲してきたが、実際には減っていなかったことになる。減ったところかむしろふえた気がする。第2期の管理計画の遂行の途中にもう少し何らかの対策ができなかったかとの思いもあるが、この点についてはどのように認識しているのか。

自然保護課長

新たな管理計画については、委員指摘のとおり平成30年度の推定生息数が5万4,000頭～6万2,000頭となっている。第2期計画の推定生息数4万7,000～4万9,000頭をもとに毎年の捕獲頭数と国が発表している自然増加率から推定生息数を試算したところ5万4,000～6万2,000頭になった。

推定生息数が大きく変わった理由としては、国が毎年発表している自然増加率が第2期計画時よりも大きくふえたことが非常に大きく、頑張って捕獲した以上に自然増加率が大きくなった。第2期計画では平成22年度の自然増加率1.225を採用したが、第3期計画では毎年の変動が大きいので震災以降の23～28年度の6カ年の平均をとって1.3925を採用したことによって推定生息数がふえた。これについては我々も一生懸命に捕獲しているので、今後は専門家を初めとした検討委

員会で評価して対応していきたい。

宮本しづえ委員

増加率を出す国の計算の指数があるとのことであるが、第3期計画の最終年度の生息数は何頭と見込んでいるのか。

自然保護課長

第2期計画では農業被害などが少なく、生息密度も低かったと思われる平成6年度の5,200頭まで減らすことを目標に取り組んでいた。

昔は会津のように雪が降るところにはイノシシがいなかったが、今は会津までイノシシの生息域が拡大している。また、東日本大震災の影響で避難地域を中心にイノシシがふえたことにより生息状況が大きく変わった。推定生息数は自然増加率の変動によって大きく左右されるので、第3期計画では個体数を抑制し、人の生活圏とのすみ分けを図ることを目標として年間最大2万5,000頭の捕獲に取り組むとしているが、5年後の生息数までは記載していない。

宮本しづえ委員

第2期計画で年間2万6,000頭を捕獲した実績もあるとのことだが、それぐらいの捕獲をしながら実際には減るどころかむしろふえているのではないかと。ふえているとすると年間2万5,000頭を頑張っても捕獲したとしても減らないのではないかと。その係数を掛けたときに減る計算になるのか。本当に減るのか疑問である。

自然保護課長

今の捕獲数と自然増加率に基づいて試算すると平成30年度のイノシシの推計値が最大6万2,000頭になり、年間最大2万5,000頭を捕獲すれば5年後には約5万5,000頭となり7,000頭の減少になると試算している。

宮本しづえ委員

第2期計画は最終年度までに5,200頭まで減らそうということで頑張ってきた。しかし、イノシシが減った実感はなく、依然として被害も続いている。だから、7,000頭しか減らない計画でイノシシ対策にしっかり取り組んでほしいと思っている県民の要求に応える計画になっているのか疑問である。本当にこの計画でよいのか。

自然保護課長

あくまでも自然増加率という大きく変動する数値があって試算したものになる。

捕獲してもイノシシが減った実感がないとの声を受け、第3期計画では捕獲、生息環境管理、被害防除を施策の基本的な考え方としており、特に生息環境管理にあるように人の生活圏に近づかないよう対策を重視して被害が起こらないようにしたい。

また、エリアごとの具体的な対策として中通り、浜通り（避難12市町村を除く）の被害が大きい地域、または生息数が多い地域をモデル地域に設定してICTを活用した出没情報、捕獲情報など一体的に管理し、被害が減ったと実感できる対策を全県に普及拡大していきたい。

宮本しづえ委員

モデル地域を設定する取り組みを否定するものではないが、全県的に被害があるので本格的に取り組まなければ県民のいら立ちはおさまらないと受けとめている。これは県民の思いなので各議員も同じように感じていると思う。この取り組みを進めながら計画の見直しも図っていくかもしれないが、計画そのものが実態に合っていない印象がどうしても拭えないので、しっかり検証しながら進めていく必要があると述べておく。

また、捕獲に対する補助金の一覧の提出があったが、市町村ごとにかなりばらつきがある。補助金が一番高い大玉村では、村が独自に1頭2万円の補助を出しているが、大玉村が1頭2万円の補助をするようになったきっかけは何か。

自然保護課長

大玉村に確認したところイノシシが出荷制限により食べるができなくなったため狩猟をやめる方がふえてきた。そ

ここで、狩猟者を確保するため村で上乗せをして狩猟者の確保を図っている。

宮本しづえ委員

その課題は大玉村に限らずどこの市町村にもあると思うので、県の補助単価がこれでよいのかももう一回検討する必要があるのではないかと。市町村が独自に上乗せしているのはこの補助金のままでは不足しているため、独自に上乗せせざるを得ないということだと思ふ。

県の補助金は途中で1万3,000円に引き上げたが、市町村が独自に上乗せせざるを得ないというのが今のイノシシの捕獲事業の実態だと思うので、改めて補助を見直すべきだと述べておく。

渡部優生委員

この一覧には県の補助も市町村補助もない市町村がかなりあるが、これはイノシシの駆除の必要性がそれほどない市町村と理解してよいのか。

自然保護課長

特に会津地域に関して申請していない市町村が多いと思うが、もともと会津はイノシシが少ない状況にあるので、実績がない、または申請したものの実績がなかったということである。

また、市町村によっては狩猟はもともと趣味の世界なのでそこまで踏み込んで補助をすることを考えてないところもある。

県としては捕獲を進めていく上で市町村と連携しながら進めていきたい。

渡部優生委員

今、補助していない市町村が協力すれば目標の捕獲頭数を簡単に達成できると思うが、そういった理屈でよいのか。

自然保護課長

この一覧はあくまでも狩猟捕獲についてである。

捕獲については市町村を中心とする有害捕獲、県が国の交付金を活用して捕獲する指定管理捕獲がある。この一覧では会津地域の実績がないが、会津地域でも指定管理捕獲と有害捕獲により捕獲しているので、狩猟捕獲、有害捕獲、指定管理捕獲の3つ捕獲により年間2万5,000頭を目指していきたい。

佐藤雅裕副委員長

捕獲したものに対する補助の説明であったが、まずその入り口をふやしていく考え方もあると思う。狩猟は趣味の世界との説明もあったが、生活を守る上で地域の方が取り組む状況も出てきている。

そういった中で狩猟免許の手数料に4,000円ぐらいかかるので、この手数料を見直し、多くの方に免許をとってもらい地域での取り組みを進めていく考えもあると思う。地域のニーズと趣味を分けるのは非常に厳しいと思うが、地域の方の負担にならないようにする考えもあると思うので今後の取り組みについて聞く。

自然保護課長

今のところ県の狩猟者確保の支援策としては、受験回数をふやす、わなの免許を取得した方に最大4万円の補助、銃の免許を取得した方に3万円の補助、あと練習する場合に1万円を補助するなどの支援制度がある。県としては早く免許を取得してもらい現場で対応できる人を育成していきたい。

佐藤雅裕副委員長

多くの方に取り組んでもらえるように、負担が最小限になるようにこれからぜひ検討願う。

宮本しづえ委員

本会議でも知事に質問した除去土壌の再生利用の問題である。

先日、南相馬市の常磐自動車道のり面に除去土壌を活用する実証事業に関する住民説明会を開いたとのことだが、なぜ非公開としたのか。住民説明会が非公開では説明会とは言わないと思うが、国はその方法で住民からの理解が本当に得られると考えているのか疑問に感じざるを得ない。

南相馬市の常磐自動車道に1,000m<sup>3</sup>の除去土壌を活用する実証事業の事業費を国はどのくらいで見積もっているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

環境省が南相馬市で計画している除去土壌の再生利用の実証事業についての質問である。

住民説明会については小高区西部の各行政区長から、新聞報道等が先行しているので、国から計画の概要等について確認したいとの話があり、開催したとのことである。

また、今回の住民説明会では自由に議論、意見交換できるように非公開にしたと聞いている。なお、計画の概要等については環境省から情報収集しているところであるが、事業費等の全体のところまでは確認できていない。

宮本しづえ委員

小高地区は仮置き場で既に1回実証事業をしているので、そういった実証事業が可能なのかもしれない。

二本松市の市道の実証事業は約200mで事業費が多分3億5,000万円だったと思うので、相当の事業費がかかると考えていた。まだ実証事業の事業費も明らかでないとのことだが、南相馬市議会の全員協議会で環境省が説明したときには住民説明会を2月に開催し、事業者を早く選定したいとのことであった。そういった説明をしているので、国は当然に事業費を算定して予算も組んでいると思うが、県にはそういった情報がないのか。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘のとおり小高地区の仮置き場の実証事業で再生資材化による盛り土等を行って安全性を確認しているので、南相馬市の実証事業でもこの土壌を活用すると聞いている。このため南相馬市の実証事業は仮置き場近辺で再生資材化の施設が整備されているので、二本松市で当初計画されていた実証事業とは規模が若干変わってくると思う。なお、今回の南相馬市の実証事業についてはまず地元の説明とのことなので、県では事業計画、事業費等についてはまだ確認していない。

宮本しづえ委員

先日、行政区長だけ集めて非公開で開催した1回目の説明会の結果については、県は環境省からどのような報告を受けているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

行政区長会への説明会が非公開で開催されたが、環境事務所の担当者に確認したところ、実証事業の計画については否定的な見解等が多かったと聞いている。今後については検討するとのことであった。

宮本しづえ委員

参加した区長からは反対の声が圧倒的に多かったと報道されていた。地元の住民はこの事業について理解、納得できないというのが声だと思う。

そもそも除染の除去土壌をもう一回再生利用するこの事業そのものが県民からの理解を得るのは難しいと思う。8,000 Bq/kg以下であれば指定廃棄物でなくなるので公共事業に使うのかもしれないが、除染のときには8,000 Bq/kg以下であっても除染してきたので、今になって国が8,000 Bq/kg以下なら99%を使えるということ自体が県民にとってみれば今までの除染は何だったのかという話にならざるを得ない。

県は国が99%再生利用可能と言っていることについて、どのように受けとめているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

県内の除染によって発生した除去土壌の99%は再生利用可能との試算の数値についてであるが、除去土壌については中間貯蔵施設で集約した上で30年以内に県外で最終処分する。それに向けての取り組みとして除去土壌の減容化、再生利用による最終処分量の低減化を目的としている。

現在、国が有識者等で構成する技術開発戦略の検討会で県外での最終処分に向けた方向性等を検討している。その中で最終処分対象量の試算の一つとして低減化が全てうまくいった場合の一つの数値であり、あくまで検討上の試算値と捉えている。

宮本しづえ委員

試算上の問題であったとしても、8,000 Bq/kg以下のものは再生利用しても問題ないとの考え方そのものが県民は納得できないと思う。マスコミが実施した世論調査では再利用について反対は61%、賛成は27%しかなかった。これが今の県民の意思だと思う。だから、8,000 Bq/kg以下なら問題ないとの理屈は県民との関係では成り立たないという立場に県はしっかり立つべきだと思う。

それをあくまでも国の試算上の問題だから行うかどうかは別の問題という県の曖昧な姿勢に県民は不安を一層かき立てることになるのではないか。そのことについてどのような認識を持っているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

再生利用に関する県民からの理解との質問であるが、再生利用については放射線の影響に対する安全性ということが当然にある。その上で住民、関係自治体さらには国民的な理解が大変重要と考えている。再生利用については、国が県外への最終処分に向けて取り組んでいることから県としては丁寧な対応を求めている。

宮本しづえ委員

知事も丁寧な対応と答弁していたが、国が丁寧に対応したら県民の理解を得られるという問題ではない。単に丁寧な対応を求めればよいという問題ではないことを改めて指摘しておく。

なぜ除染をしたのか。それは放射線からの被曝が少なければ少ないほどよいからである。そのため、いかに被曝を低減するかというのが除染の一番の目的であった。こういった原則があつたにもかかわらず、8,000 Bq/kg以下なら公共事業に使用するというのは放射線からの被曝を防止する原則から見ても適切ではない。

国の対応の仕方の問題ではなく、除染で被曝を極力低減するために皆いろいろな思いを持ちながら除染に協力してきた。そういった県民の思いを県はしっかり理解しないといけない。除去土壌を公共事業に再利用するとなったら、知事が言っているふくしまプライドそのものが壊れる。そういったレベルの問題であるとの認識はないのか。

生活環境部長

除去土壌の再生利用については、委員指摘のとおり本県復興に向けて県民一丸となって進んでいる中であつて、国の再生利用の実証事業によって地域で不安が生じたり、新たな風評が生じたりすることがないように、県としても引き続き国に対して丁寧に説明するように求めていきたい。また、丁寧ならよいのかとのことに関しては、国も地域や国民の理解がなければ進められないと理解していると思うので、引き続き県としてはこのような姿勢で取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

小高地区の仮置き場での実証事業はあくまでも仮置き場の中でいずれは撤去されることが約束されていたので、住民からの反対の声も余り出なかった。

しかし、二本松市原せ地区で実証事業を実施するとなったら、たちまち住民の反対運動が大きく広がり、小高地区の仮置き場での実証事業と全く違ったので、これは丁寧な対応という次元の話ではない。

説明にあつたようにこれには住民、県民、国民の理解が必要である。そこで、どういった方法で、どういった状況になったときに住民、県民、国民の理解が得られたと県は考えるのか。

県全体が問われることなので、その地域の問題にするというやり方は不適切だと思う。だから、環境省のやり方そのものが不適切である。住民、県民、国民の理解はどのようになされるべきで、どういった状況になったとき理解が得られたと捉えているのか。

生活環境部長

再生利用については、住民の理解は当然であるが国民的理解が必要だと述べてきた。その国民的理解がどういった状況なのかを説明するのは非常に難しいと思うが、これまでも国では関係省庁、関係自治体、団体、専門家等と連携をして情報共有や相互理解を進めながら、国民に対する情報発信、普及啓発に取り組んでいくと言っており、県としてはそういった国の取り組みを今後ともしっかりと確認をしていきたい。

宮本しづえ委員



こういった状況が理解を得られたことになるのかはなかなか難しいとのことだが、計画にある小高地区の常磐自動車道での実証事業については行政区長会で理解を得るのが難しいとの反応だったので、この地域についてはこれ以上進めることは難しいと環境省が判断していると理解してよいか。

生活環境部長

小高地区の実証事業に関しては、行政区長に対する説明会で否定的な意見が多かったとのことである。今後の対応については環境省でどのような対応を考えているのかしっかり確認していきたい。

安部泰男委員

国は8,000 Bq/kg以下のものについては一般廃棄物として処分し、8,000 Bq/kgを超えるものについては指定廃棄物として処理するとしている。

今の説明を聞いてみると、8,000 Bq/kg以下のものであっても本当に危険なもので健康被害を与えるものとして聞こえてくるが、実際はどうか。環境省が8,000 Bq/kg以下については健康被害がないことから一般廃棄物としているが、一般廃棄物として処分するとその周辺の住民から放射能が危ないから持ってくるなどと言われるので、業者は引き取りたがらない。だから、処理が進まない悪循環がある。その辺の疑念をしっかりと県民に理解してもらうことが必要だと思う。それを前提としてその上で住民の理解が得られるかが問題であって、嫌な人は嫌だし、よい人はよいし、その部分の問題は最後まで残ると思うが、8,000 Bq/kg以下であれば本当に健康被害がないのか。その辺はどうか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

国が8,000 Bq/kgを超えるものを指定廃棄物にするという取り扱いの方針を定めた根拠としては、8,000 Bq/kg以下であれば廃棄物を取り扱う作業員、周辺の住民が年間の追加被曝量が1 mSv以下に確実に抑えられるので8,000 Bq/kgで線引きしている。

宮本しづえ委員

この8,000 Bq/kg以下というのは原発事故による除染によって初めてできた目標数値である。原発事故前の放射能を扱う施設から出る廃棄物の再利用の基準はたしか100 Bq/kgだったと思う。放射能を扱う施設から出る廃棄物の扱いについては厳重な基準が設定されていた。それから放射能を扱う施設で働く人たちの基準はたしか0.6  $\mu$  Sv/hである。

今、県内では0.6  $\mu$  Sv/hを達成できない地域もあるが、県民は通常の生活に戻ることを求めているので、原発事故後やむなく定められた基準が年間1 mSv以下であり、原発事故前の状況に近づけるために除染してきたのに、なぜそれを再利用するのかとの感情的な問題はこれからも続く。そのため、不安をかき立てるようなことをすべきではないというのが県民の思いであることをしっかりと受けとめて行政は対応する必要がある。そもそも原発事故がなければこういった基準はあり得なかったと思うが、どうか。

生活環境部長

除去土壌、廃棄物を含めたベクレル数と安全性の質問であるが、委員から指摘があったのはクリアランスレベルのことだと思う。これは全く規制のない中で、流通しても問題がないと国が言っているレベルである。今回、国が再生利用するのは8,000 Bq/kg以下であるが、このクリアランスレベルを超えるものを一概に安全かどうか議論することは難しいと思う。要はそれをどのように管理するかである。8,000 Bq/kg以下については一般の廃棄物になるが、その処分する過程で安全を確保する取り組みをすることが必要であり、一概に何Bq/kg以下は安全ということではなく、ベクレル量に応じた適切な管理をしていくことが重要である。除去土壌の再生利用についても8,000 Bq/kg以下のものをそのまま使用するのではなく、国はそれを使うために覆土の厚さの基準など安全を確保するためにいろいろな対策をしている。県としては除去土壌の実証事業については安全性の確保は当然であり、その上で県民、国民の理解を得られるのかというところを国が丁寧に説明していくことが必要と考える。

鳥居作弥委員

本会議で質問した海岸のごみ対策について聞く。

本会議での部長答弁では一歩、二歩、三歩と前進した答弁であったが、答弁にあった計画はどのような立場の方が、どのような形で作成するのか。

一般廃棄物課長

海岸漂着物の地域計画の策定についてであるが、まず生活環境部で原案を策定し、庁内の意見を聞き、その後地元の市町村の意見を聞いて現在、最終的な修正案の作成を行っている。

鳥居作弥委員

計画の作成段階で地域の民間団体等との連携または調整は行わないのか。

一般廃棄物課長

現在、一部民間団体へのアンケート調査を実施しているが、国で基本方針の改定作業をしているので、その状況を踏まえてパブリックコメントを実施して県民の方々の意見を聞いていきたい。

鳥居作弥委員

国の基本方針の関係もあると思うが、今後のタイムスケジュールがわかれば説明願う。

一般廃棄物課長

国の基本方針の作業がまだ見えていないので流動的な部分もあるが、県の要綱でパブリックコメントの期間を大体1か月以上に設定するように定められているので、例えばあすにでもパブリックコメントを開始すれば4月下旬からゴールデンウィーク明けぐらいの完成になると思う。

鳥居作弥委員

そういった中で最終的には地域の方々の力や英知も必要だと思うので、今後、地域の方々の力をかりるときにどうしても連携すべきところは出てくる。その中で学校など地域にある今後の地域を担う方々との連携は考えているのか。

一般廃棄物課長

計画で重点区域を定め、その中で市町村も含めて地元の方々と連携した取り組みを実施する。また、民間団体等との連携も考えているので、市町村と協議しながら進めていきたい。

鳥居作弥委員

私も小さいころから海そばで育ち、海でたこ揚げ大会など何かと行事があり、そういった中で海のごみを何かの機会に拾っていた。そして、日に日に海に対しての愛着というか、ふるさとを守る気持ちが芽生えてきたので、計画にも地域で育つ小さい子供たちが自分たちの海を守る気持ちを育む施策、考え方をぜひ取り入れてもらいたいと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

海岸漂着物の発生抑制に関することやポイ捨てなどの不法投棄の防止等の環境教育、また消費者教育も盛り込み小さい子供たちが興味を持つ内容にしていきたい。

渡部優生委員

只見線の復旧状況について聞く。

来年度、只見線再開準備室を新設して強化するとのことであった。既に工事も始まって順調にしていると思うが、計画どおり進んでいるのか。また、只見線再開準備室の人数と役割について説明願う。

生活交通課長

まず工事については平成29年度から一部設計が始まり、昨年6月に起工式を行い本格的な工事が始まり順調に進んでいる。30年度は大きな橋が落ちているので土砂の撤去やレールの点検など本格的な工事に入る導入部分の工事を行った。

次に、只見線再開準備室は職員5名程度を考えており、役割としては復旧工事がスムーズに進むようにJRとの連携を強化する役割、さらに地元、JRと一体となって利活用促進を進めていく役割、最後に県が鉄道事業者となることが上下分離方式の前提となっており、全線開通前に国土交通大臣からの許可を得る必要があるためその許可に向けて東北運輸局

と調整して進めていく役割がある。

#### 渡部優生委員

費用負担については来年度も負担が計上されているが、鉄道軌道整備法が一部改正され国も負担することに変わったが、ある程度の事業費は確定したのか。

#### 生活交通課長

復旧工事の事業費は全体で約81億円であるが、今年度既にスタートしている事業費は確定しておらず、現在JR東日本が国土交通省に補助金の申請をするための協議をしている。JR東日本が行った総事業費は平成30年度分として確定するが、23年の豪雨災害で失われたものを復旧させる部分が対象となるので、7～8年経過したいわゆる経年劣化については一つ一つ対象となるかJR東日本と国土交通省で協議、確認をしている。31年度以降の工事についても同様の手続を経て毎年度確定額を積み重ねていくことになる。

#### 渡部優生委員

只見線の維持補修費2億1,000万円とある。これから只見線再開準備室を新設して只見線の利活用により乗客数をふやしていく活動をすると思うが、そうすることによって利用者もふえればそれだけ営業収益は改善する。営業努力によって収支がある程度改善すれば維持補修費もそれに応じて地元負担が減ってくる仕組みが必要だと思うが、その辺について説明願う。

#### 生活交通課長

維持補修の費用2億1,000万円という数字はJR東日本から参考までに提示された2009年度の金額を使用しており、3年後に全線開通した後に毎年どのくらいの費用がかかるかの目安なので、例えば目安よりも除雪費用がたくさんかかればその分の費用がふえることになる。

委員指摘の収入を運賃収入とすると県が第3種といわれる鉄道事業者となって施設を所有するので、その区間はJR東日本が運行だけをすることになり、運賃収入はJR東日本の収入となる。

さらにその収入がふえたときに維持管理経費に充てることについては、JR東日本と基本合意するまでの経過からすると、その区間の運行収入が運賃費用を上回ることは大変難しい。県としても相当努力して進めていくつもりだが、基本的には運賃収入は運行を担っているJR東日本の収入となり、県はその施設整備にしっかりと取り組むことになると思う。

#### 渡部優生委員

そもそも赤字路線なのでそれを黒字化するのは難しいのはわかるが、県、地元を挙げて一生懸命に活動して収支改善に向けて頑張っていくので、地域への経済効果というプラス面は当然ある。地元負担の部分で努力が早く報われる負担のあり方があってもよいと思うので、そこを頭に入れながら進めてもらいたい。

#### 宮本しづえ委員

環境創造センターの第2期の取り組み方針について説明願う。

#### 環境共生課長

環境創造センター中長期取組方針のフェーズ1では、モニタリング、調査研究、情報収集発信、教育研修交流の4つの大きな柱に基づいて取り組みを進め、調査研究については政策にもある程度反映できたので成果を得ることができた。

そして、それを引き継いだフェーズ2は、フェーズ1の成果、中長期的な課題、未来志向の課題の視点を踏まえ、運営戦略会議で決めたところである。

内容としては、調査研究については、第5次環境基本計画に掲げる地域循環共生圏の創造に向けた調査研究、放射線量の推移、長期的な目線で見た数値の変化、放射能の動態など長期の視線を踏まえた研究を実施していく予定となっている。

また、情報収集発信については、モニタリングデータや調査研究成果のわかりやすい発信、そして緊急性の高いデータなどの情報収集発信体制の構築にも視点を置いて取り組んでいく。

さらに教育研修交流の部分については、県民の要望や、状況変化に応じたプログラムの見直し、県内外へのPRの強化をしていく予定である。

宮本しづえ委員

交流棟の展示物についてはさまざまな意見があり、本県の実態をもっと正確に発信すべきではないのかとの意見が結構ある。中長期取組方針を見直すのであれば、展示の内容を県民の意見を聞きながら見直しを図っていく必要があるのではないか。特に放射能を防ぐゲーム感覚のコーナーがあったが、それを見た人からは感覚的に問題があるとの意見が結構ある。放射能が防げるのであれば何も苦勞もしないが、そうではなくいや応なしに放射線を受ける実態があるので、あの展示の仕方は実態と異なるのではないかと心配しているが、現状はどうか。

次に、廃プラスチック類を今までは中国に輸出していたが、その中国への輸出が厳しくなり、業者のところに相当たまっているとの報道もある。本県では、廃プラスチック類を分別する施設もできているが、それがうまく機能できなくなるのではないかと心配しているが、現状はどうか。

産業廃棄物課長

県内における廃プラスチック類の状況についての質問であるが、産業廃棄物の直近の実績は年間約13万tである。県としても今どうなっているのか業者に聞き取り調査をしているが、県内においては滞っているとか、大量に保管している産廃施設は今のところない。

宮本しづえ委員

県内のものは比較的スムーズに流れているとのことだが、国外に出るところで詰まっているのではないかと心配になるが、まだそういった段階にはないということか。

産業廃棄物課長

現時点では特に滞っていると、通常と違う状態ということはないが、輸出先の国によって受け入れ状況がどんどん変わっているので、その状況については注視していきたい。

鳥居作弥委員

先日質問した際に、食品ロスに関係する県の施策は食品ロス削減推進事業のみとのことだったが、その内容が子供たちへの啓発、食べ残しゼロ協力店の事業推進とのことであった。そこで、ホームページを見ると現在265店舗が協力店とのことだが、これは今までの実績ということか。

一般廃棄物課長

委員指摘の件数は食品ロス削減の協力店として認定している事業所数だと思うが、今年度の夏場から協力店を募集して現在、県内で265店舗を認定している。

鳥居作弥委員

認定を受けるに当たって飲食店に関しては6要件のうち2つクリアすれば認定されるので、それほど認定のハードルは高くないと思うが、認定数が265店舗というのは少ないように感じる。今後、この事業を広げるための施策としてどのような具体的な取り組みをしていくのか説明願う。

一般廃棄物課長

この事業を立ち上げて今年度の夏場から商工関係者、飲食店、旅館、ホテルの関係団体等に事業の内容について足を運んで説明するとともに市町村、地元の商店街にも事業の周知と申請について依頼してきた。

まだ265店舗という状況であるが、基本的には個人の商店、飲食店に協力してもらっているので、来年度も引き続きこの事業を実施してさらに事業として認知してもらえるように努めていきたい。

鳥居作弥委員

いろいろな項目があるが、店側としてもそれほどハードルが高くない項目なので、できるだけ多くの方、多くの店舗、

事業所に参加してもらえるように体制を強化してもらいたい。

もう1点、先ほどの運動は事業所や店舗を対象に行っているが、例えばその飲食店の認定の一つの要件として持ち帰り希望者への対応が書かれている。その持ち帰りを希望した方が持ち帰るためには店側としても持ち帰れるように体制を整える必要がある。一方で客も持ち帰ろうとする意思がないと成立しないので、事業所や店舗だけでなく個人への食品ロス削減への啓発についてはどのように展開する予定なのか説明願う。

一般廃棄物課長

食べ切れない料理の持ち帰りについては、来年度、認定店に持ち帰り用の容器を配布する予定である。飲食店からも持ち帰りについてPRしてもらい、この事業を通じて食品ロス削減の運動が県民に広がる取り組みをしていきたい。

鳥居作弥委員

確かに店や事業所を通じて一般の方への啓発も非常に有効的だと思うので、それをさらに強化してもらいたい。私も新年会や忘年会などで反省すべき点多々あり、食品ロスについては県庁一丸となって取り組んでもらいたいとの思いがある。しかし、今のところこの事業だけのことなので、今後はいろいろ部局と連携しながら包囲網をかけてしっかりと体制強化することを要望する。

安部泰男委員

最近、いろいろなところで悲惨な事件が起きているが、県では福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例を制定し、県民生活対策についていろいろな形で実施すると思う。その中で新年度は県民生活の安全・安心を確保していくためにどのような対策をするのか。

生活環境総務課長

防犯に向けた施策の取り組みに関する質問かと思う。

生活環境部では、防犯という観点から例えば全国地域安全運動福島県民大会など警察本部が実施する事業への参画などの取り組みを進めている。

また、危機管理部が制定した福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に掲げる安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、まずは情報の収集、警察本部、関係部局、市町村等との関係機関との意見交換などを実施していきたい。

安部泰男委員

例えば男女共生センターでは性暴力被害者からの相談を受け付けていると思う。この施設には不特定多数の方が出入りすると思うので、防犯カメラを整備しておく必要があると思うが、設置してあるか。

男女共生課長

防犯カメラは設置してある。

安部泰男委員

今、質問したのはいろいろな条例の中にも防犯環境設計に努めていくとあるので、せめて生活環境部で所管している男女共生センターには防犯カメラを設置しているのだろうと思い確認した。

そのほかの施設も防犯カメラを設置しているところと、設置していないところがあると思うので、そこをしっかりと精査し、せめて県有施設については防犯カメラを設置し、地域の目が少なくなっている中で県民の安全・安心を確保するために防犯カメラの設置を推進していくべきと思うが、どうか。

生活環境総務課長

防犯カメラについての指摘であるが、先ごろ警備会社の調査結果が公表され、それを肯定するような意見の記事も出た。

一方、財源あるいは維持管理の問題、それから警察本部や市町村等との役割分担といったこともあるので、そういったことを踏まえてまず危機管理部あるいは警察本部からの情報収集、また対応について検討を進めていきたい。

渡部優生委員

本会議の亀岡議員の代表質問の答弁で4月1日から出入国管理及び難民認定法が改正になり、外国人の受け入れが拡大

することを踏まえて、2月に事業者に対しての説明会を開催したところ300にも及ぶ団体、企業の参加があったとのことである。これは、人手不足解消への期待が高いことがうかがえ、4月以降に多くの外国人の労働者が入ってくることが想定されるが、県としてはこの出入国管理及び難民認定法の改正を受けてどのような状況を想定しているのか説明願う。

#### 国際課長

一般の出入国管理及び難民認定法改正については、国で総合的な対策をするとされており、その中の外国人の支援策として多言語化や相談対応などの役割が地方に与えられている。

委員指摘のとおり2月19日に法務省主催で企業向けの外国人材の制度説明会が開催され約300名が参加した。今後、出入国管理及び難民認定法が改正されることにより新たな在留資格に基づく受け入れが始まる。それ以外でも例えば技能実習生や留学生なども増加傾向にある。実際、震災以降の県内の外国人は増加傾向にあり、その大部分が留学生、技能実習生で占められている。その傾向は今後も続いていくことが予想され、国の多様化も進んでいる状況にあると認識している。

県としては増加傾向にある外国人住民のニーズを把握し、対応する言語をふやす、相談窓口を設置している国際交流協会のホームページの多言語化、さらに国際交流協会のホームページのスマートフォン対応を進め、情報を入手しやすくする支援をしていきたい。

#### 渡部優生委員

震災を受けて外国の方への対応については平成25年3月にふくしま国際施策推進プランを策定し、32年までに進めるとなっていたと思うが、それに基づいて実施しているのか。

#### 国際課長

委員指摘のとおりである。庁内の国際化施策を取りまとめたプランが平成32年度までであるのでそれに基づき施策を実施している。

#### 渡部優生委員

そういったことで取り組んできたと思うが、このプランを策定するきっかけになったのはあくまでも震災からの復旧・復興を進めるための外国人との共働であったり、世界に福島をアピールしていくために策定されたと思えているが、この入管法改正によって状況が変わってきている。このプランは入管法改正を想定して策定していないので、これから外国人がますます増加する傾向があると想定すれば、このプラン自体もそれに見合った内容に改正する必要がある。

県だけではなく、市町村、事業者も含めてこれから大きな課題が出てくると思うので、これまで国際交流協会にいろいろ委託して実施してきたが、それだけでは足りない状況になってくるため平成32年まで待たずにこのプランの改定と組織の強化が必要になってくる。一時的には市町村が対応すると思うが、外国人に関するいろいろな課題が出たときに県として一元的に対応できる体制をつくっていくことが大事だと思うが、どうか。

#### 国際課長

今回の入管法の改正を受けて外国人を雇用する部分と生活者としての部分がある。雇用については企業がこういった考えで、どのような人材が必要なのかなど商工労働部で対応すると聞いている。

一方、生活者としての外国人については年齢層、在留資格もさまざまある中で問題も多岐にわたると思う。その中で委員指摘のとおり、来年度に向けて外国人のニーズ調査を行い、こういったことに外国人が困っているのか、こういったニーズがあるのかということ踏まえて新たな計画に反映させていく。

また、市町村、関係団体と年1回開催している会議の回数をふやすなど市町村のニーズ等も踏まえて新たなプランに生かしていきたい。

#### 佐藤雅裕副委員長

予算に関連する質疑で省エネに関する質問をしたが、県は温室効果ガス排出削減目標を2020年までに2013年度比マイナス25%としている。2020年度は来年の話であるが、今どの程度まで削減できているのか。まず実績をどこまで把握しているのか聞く。

環境共生課長

福島県地球温暖化対策推進計画では温室効果ガス排出削減目標を2020年度までに2013年度比マイナス25%、そして2030年度までに2013年度比マイナス45%となっている。実績については最新のデータが2015年度のものになり14.6%の削減となっている。

佐藤雅裕副委員長

平成27年度のデータをもとに来年度の予算を立てている。平成27年度の実績が14.5%まで来ており、あと10ポイントではある。この計算の仕方については正直わからないところもあるが、ただ森林吸収によるオフセット分が大きいと思う。このオフセット分が年々ふえていくのは余り考えにくいので、これからは事業所や家庭などで使っているエネルギーをどれだけ削減していくのか県として取り組んでいかなければならないと思うが、この25%の目標も暦年では来年の話になるので現時点でどの程度達成できると見込んでいるのか。

環境共生課長

今回、14.6%の削減になっているうち省エネの効果は5.9%を占めている。そして、2020年度の25%削減のうち省エネが11%と考えているので、平成28年度以降の5年間で省エネで約5%の削減が必要になると考えている。

省エネの対策事業としては、福島議定書事業、エコチャレンジ事業、クールシェア、ウォームシェア、省エネ計画の策定に取り組む市町村、LED照明の導入の企業支援など県民総ぐるみで取り組んで目標を達成したい。

佐藤雅裕副委員長

本当に県民総ぐるみで取り組まないと相当に難しい状況になってきていると思う。説明のあった事業者への省エネ導入は、採択された残りを実施するだけでそれ以上の施策がある状況ではないと感じた。

東京都では何年か前にLED照明に変えたら補助するような制度があったので、県でも独自に踏み込んだことを考えて実施していかないといけない。啓発だけでは意識は変わるかもしれないが、LED照明に変えるところまではいかないと思う。事業者や一般家庭で省エネに能動的に取り組めるような施策をしっかりと考えて目標を下回らないように進めてほしい。

次に、県の省エネの取り組みについて聞く。

県はふくしまエコオフィス実践計画で目標を定めているので、震災後の環境創造センターやふくしま医療機器開発支援センターなどの県有施設にはLED照明がついていると思うが、ほかの県有施設にLED照明を導入する取り組みを何かしているか。

環境共生課長

県有施設のエコオフィスの実践については、平成32年度までに16%削減という目標を立て全庁的な取り組みをしている。このことについてはエコオフィス推進委員会において庁内に周知するとともに増加要因の分析、あるいは各部及び各合同庁舎の取り組みが進むよう取り組み事例などを紹介している。

従来からの不必要な電灯の消灯、両面コピーの徹底、庁舎改修時に合わせたLED照明への交換、次世代自動車の導入、エコドライブの研修など温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて取り組んでいる。

佐藤雅裕副委員長

本庁舎を改修した際にLED照明に変わらなかったことが少し残念であったが、西庁舎を改修する際にはLED照明に変わるのか。

環境共生課長

こちらについては環境セクションとしては要望したいところであるが、全庁的な庁舎管理の計画となると別の部で実施しているので、この場で回答することができない。

佐藤雅裕副委員長

LED照明にしたいと思うのではなく、LED照明にしてなくては困る。西庁舎だけではなく、これからいろいろな施設

を計画的に修繕していくと思うので、その施設の管理者、設計の責任者等の関係者に対して生活環境部として県の目標を達成するにはどうしてもLED照明を導入する必要があることを強く働きかけながら、エコ対応の執務環境をつくっていかねばいけないと思うので、ぜひそのようにしてもらいたい。

## ( 3月13日(水) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画8ページのチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業の内容について説明願う。

エネルギー課長

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業の主な内容については、住宅用太陽光設備等設置補助、地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業、自家消費型再エネ導入モデル支援事業等を実施している。

宮本しづえ委員

新年度の住宅用太陽光発電設備等補助は何件見込んでいるのか。

エネルギー課長

平成31年度の住宅用太陽光発電設備等補助については件数4,000件、金額6億4,000万円を見込んでいる。

宮本しづえ委員

今年度、住宅用太陽光発電設備等補助の件数を4,000件と見込んでいたが、実績が1,000件不足して減額補正している。

新年度に同じように4,000件見込むとのことだが、PRが不足しているのではないか。県民にとっては大事な補助事業なのでもっと積極的に活用できるような方策を考えるべきではないか。PRの仕方を何か検討してはどうかと思うが、検討していることがあれば聞く。

次に、住宅用太陽光発電についてはことしの11月から固定価格買取制度が順次終了する世帯が出てくるため蓄電池に対する補助も予定しているが、この内容について説明願う。

エネルギー課長

太陽光発電の導入、拡大を進めていくためには現行の補助制度を維持してPRに取り組んでいくことが必要である。

PRについては、現在、福島県再生可能エネルギー推進センターを通して住宅メーカー等を回り、住宅への設置について働きかけを行っているが、これからリフォーム会社への訪問も加えてしっかり取り組んでいきたい。

住宅用蓄電設備補助については継続事業であり、住宅用太陽光発電設備等補助と一体的に計上している。住宅用蓄電設備の設置費用は能力により100~250万円と幅があるので、今後の需要も踏まえてこれらを精査した上で補助単価、上限額などを詰めて固定価格買取制度が終わる11月に間に合うように制度をしっかりと固めて支援していきたい。

宮本しづえ委員

先ほどの説明では住宅用蓄電設備補助の予算は、住宅用太陽光発電設備等補助に含まれるとのことだったが、事業費はどのくらい見込んでいるのか。

エネルギー課長

住宅用太陽光発電設備等補助の予算は6億4,000万円と説明したが、この関連事業の総額が7億6,700万円になり、住宅用蓄電設備補助に関する予算は約1億円を計上している。

宮本しづえ委員

住宅用蓄電設備補助の枠組みはこれから決めるとのことだが、来年度県は固定価格買取制度が終了する世帯をどのくらい見込んでいるのか。

エネルギー課長

県で把握している数値はないが、資源エネルギー庁が公表しているデータはある。このデータは幅のある大まかな数字



ではあるが、2019～2023年の5年間の終了件数を市町村ごとに公表している。例えば、5年間で福島市では5,000～6,000件、郡山市やいわき市では4,000～5,000件、会津若松市では1,000～2,000件といった件数が公表されている。

宮本しづえ委員

これは固定買取制度の適用を受けている世帯のことでよいか。10年前に県の補助制度を受けて設置した件数ならわかるか。

エネルギー課長

2009年度に県が補助した件数は1,940件である。

宮本しづえ委員

こういった形の補助金になるかまだ何も示されていないので言えないが、積極的に支援して再生可能エネルギーが有効に活用される方策をぜひ実施してほしい。

住宅用太陽光発電設備等補助については今年度も見込みより少なかったため減額補正しているが、その予算が本当に6億4,000万円でよいか。

長野県飯田市では「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定し、太陽光発電を推進するためにもしるい取り組みをしている。それは、空から写真を撮り、太陽光発電を設置していない家を探して太陽光発電設置の働きかけをしている。県が再生可能エネルギー先駆けの地というのであればこのぐらいのことをしないと全国に誇れないと思う。

県民が一番参加しやすいのが住宅用の太陽光発電だと思うので、これをもっと推進するような方策を考えていくべきだと思う。ぜひ新年度の事業で検討するように要望する。

同じ8ページの再生可能エネルギー復興支援事業に85億円が計上されている。この事業が今年度までにどこまで到達し、来年度以降の事業計画はどうなっているのか。また、申し込み状況はどうなっているのか。これらがわかる資料を提出願う。

その際に風力発電事業ごとに環境アセスメントが必要になるので、各事業の環境アセスメントの到達状況と全体像がわかるものも提出願う。

この事業はかなり事業費が大きく、85億円と言われただけでは状況が把握できないので、もう少し詳しいものを提出してもらいたい。

鈴木智委員長

資料の提出は可能か。

エネルギー課長

太陽光発電設備や風力発電設備等の導入に当たっての支援にかかわる経費等の補助もその中でしており、送電線を整備することもしているが、環境アセスメントの到達状況等も含めた年度ごとに実施した事業がいつごろ、これぐらいになるというものであれば提出できる。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。それでは、資料を提出願う。

鳥居作弥委員

企画9ページ、水素エネルギー普及拡大事業に4億円を超える額を計上しているが、過去にも水素エネルギー推進のためいろいろな施策を講じていると思う。3月5日にはいわき市に県内3つ目となる水素ステーションができたが、今後県

内に水素ステーションをどのぐらいふやして、燃料電池自動車をどのぐらい導入していくのか。また、来年度の数値目標があれば聞く。

エネルギー課長

水素エネルギー普及拡大事業に4億4,930万円を計上し、この中で水素ステーションの導入支援を行っている。委員指摘のとおり平成29年度に移動式の水素ステーションを福島市、郡山市に設置し、ことしの3月にいわき市に県内3つ目となる水素ステーションを設置した。

来年度は水素ステーション1件の設置を目標としており、1億円の予算を計上しているが、具体的にどこに設置するかはまだ決まっていないので、設置を検討している事業者、市町村及び関係機関と調整して整備に向けて取り組んでいきたい。

また、燃料電池自動車の導入については来年度の目標が25台で予算が2,500万円を計上している。この燃料電池車への補助の実績としては29年度が7台、30年度が28台となっている。

鳥居作弥委員

そういった中で燃料電池車の普及は今後の展開次第だと思うが、こういった制度設計になっているのか説明願う。

エネルギー課長

補助制度として導入支援しており、購入に当たって国の補助金が約200万円あるので、そこに県が100万円を上乗せしている。

鳥居作弥委員

購入に当たって車種などの限定はないのか。

エネルギー課長

現在、対象になっているのはトヨタのMIRAI、ホンダのクラリティの2種の燃料電池車に支援している。

宮本しづえ委員

けさのニュースで水素を利用した自動車の普及台数が全国で約3,000台とのことであった。全国で3,000台である。県は福島生まれの水素を東京オリンピックに活用するために一生懸命取り組んではいるが、全国的に見るとなかなか難しい。これは、県がかなりの金をかけて取り組むような将来性がある事業なのか。まだまだ不確定要素が大き過ぎるのではないかと思うが、その辺の見通しはどのように考えているか。

エネルギー課長

燃料電池自動車の普及については水素ステーションの設置が必要なので、それを両輪として進めていく。先ほど説明した水素ステーションも一気に何カ所も設置することはできないが、できるだけ早く水素ステーションを設置して燃料自動車に燃料を充填しやすい環境を整備していきたい。

渡部優生委員

企画7ページ、地産地消推進強化事業について聞く。

地産地消はこれまでもやってきたと思うが、これまでの事業との違いはどこか。また、この予算はどういったことを狙っているのか説明願う。

地域振興課長

今年度まで地産地消推進アクションプログラムに基づく代表的なものとして、地産地消の取り組みを行っている団体の表彰制度をメインに事業展開してきた。

新年度からの強化事業としては、地域資源を使って事業を実践している方の取り組み事例を県内に広く発信する、道の駅や直売場で取り扱う6次化商品を積極的にPRする、浜通り、中通り、会津の各地域で県産品の魅力を伝える講演会、展示試食会等を実施していきたい。

渡部優生委員

金額的には余り大きくないと思うが、地産地消を推進することは地域経済を支えていく上で一番大事なことである。今、交流人口拡大ということでインバウンドなどいろいろな形で観光客等が来ているが、使っている食材が地元のものではなく、他県のものでおもてなしをしていたのでは、地域経済に与える影響が少ないという話になってしまうので、地元のを観光等も含めて地元で使ってもらうことが大事である。

そこで、どこまで地産地消が進んでいるかわかる数値はあるか。例えば国の食料自給率のような地産地消率とでもいった数値目標はあるか。

地域振興課長

地域振興課としての数値はないが、例えば学校給食の地産地消の目標値を教育庁で設定している。細かい数字は忘れてしまったが、今年度は震災前の使用率を上回って目標を達成している。

当然目標を持ってとなるかと思うが、地産地消は6次化商品、エネルギー、建設資材であったりそれぞれの地産地消という取り組みがあると思うが、それぞれで数値は設定している。

渡部優生委員

学校給食は数値が出るからよいが、県全体で学校給食も含めて地元のを県に来た方、県内にいる人が使っていることをわかりやすい形でデータ化して地産地消を進めてもらいたい。

地元のを地元で使うことによって地域の経済が回ることをしっかりPRすることが大事だと思う。先ほど説明のあった表彰制度も一つの案だと思うが、地産地消に取り組むメリットがないとなかなか取り組まないと思うので、県としてもメリットを考えて地産地消を強化していくことが必要だと思うが、どうか。

地域振興課長

今年度まで優良事例の表彰制度に取り組んできたが、委員指摘のとおり取り組んでいる団体、個人に対してのメリットがあると取り組みやすいところはある。

これまで4年間取り組みを進めてきたところで、表彰制度から方向性を変えて来年度から浜通り、中通り、会津の各方にどういったものがあって、どういった取り組みが進んでいるのか、知ることができる取り組みに方向性を変えたいと考えている。地元で地元のをどの程度使っているかは地産地消の大事な視点なので、委員指摘の件については十分に検討していきたい。

渡部優生委員

統計では流通の実態調査が入っていたが、例えば外食産業、ホテル、旅館などでどこの食材が使われているかサンプル的に実態調査をしてもらいたい。外食産業などではひどいときには県産米ではなく隣の県の米を使っていることもある。県産のものがあるにもかかわらず、ほかの食材を使っているところもあるので、そういったところには県産のものを使ってもらいようにPRを強化すべきだと思う。そのためにサンプリングでよいので、抜き打ちで実態調査し、その辺をまず明らかにしてそれから対策を練って取り組みを強化してほしいと思うが、どうか。

地域振興課長

実態調査の件については我々も課題だと考えているので、今後どういった対応がとれるかしっかり考えていきたい。

宮本しづえ委員

企画10ページ、生活拠点コミュニティ形成事業の3億5,686万円は復興公営住宅に支援員を配置するものか。

復興公営住宅に自治会がないところがまだ幾つかある。自治会がないせいなのか復興公営住宅で住民が集まる事業がここ1~2年開催されていないところがある。支援員を配置しているのでそういったことは起きないと思うが、住民サイドから見るとそうではない。配置している支援員がどういった事業を行うのか余り明確になっていない気もしたので、その辺の説明を願う。

生活拠点課長

復興公営住宅には委託事業によりコミュニティ交流員を50戸に1名の基準で約80名配置している。この交流員が自治組

織の形成支援、交流会、茶会などのイベントを通して早く顔見知りになって自治会をつくるような取り組みをしている。

現在、70団地のうち55団地で自治会が設立している。また、土木部の所管となるが、自治会ではなく共益費等を集める管理会がある。そういったところに交流員が声かけをして交流会のような取り組みをしていると思うので、全く何もないということは把握していないので確認する。

コミュニティ交流員については委託しているので、自治会の形成、地元町内会等への加入促進などを仕様書に盛り込んでおり、季節の行事や浜通りへの研修旅行的なものなど活発に各方で実施していると認識している。

#### 宮本しづえ委員

宮城県の復興公営住宅の支援員の取り組みについて聞いたところ復興公営住宅での孤独死がだんだんふえてきているので、支援もいろいろと工夫しているとのことであった。その支援の内容について確認したところ各世帯が自治会に入っているか把握し、訪問しながら自治会に入っていない世帯には入っていない理由も含めて丁寧に状況を確認している。宮城県では復興公営住宅での孤独死の問題を重視した取り組みを進めており、コミュニティ交流員にそこまで踏み込んだ対応を依頼している。

それに比べ本県のやり方は粗いのではないかと。入居者の状況を把握できるように状況を丁寧に把握することも含めてこの支援事業を強化する必要があるのではないかと。その必要性についてはどのように認識しているのか。

#### 生活拠点課長

我々としては一番の目的がコミュニティ形成である。個々の見守りについては、社会福祉協議会が活動を行っているが、委託業者も社会福祉協議会と連絡会のような形で協議しているので、団地に行った際には声かけなどを行っている。

また、交流会を開催すると出席する人が決まってくる、出ない人は全然出ないという課題があるので、引き続きそういった人にも出席してもらえるように声かけなどをしていきたい。

さらに、来年度は、災害の際に隣に誰が住んでいるかわからないことがないように、自治会の名簿のようなものを作成したい。

#### 宮本しづえ委員

そういった事業も含めて支援を強めてもらいたい。今、説明のあった社会福祉協議会の生活支援相談員の人数は約200人である。たしか県は生活相談員の目標を400人としていたが、約300人とどまり、それも今は約200人まで減っているので、個々の避難者に対する支援は弱まってきている気がする。

生活拠点課はコミュニティ形成中心の事業なので、どこまで踏み込めるかはあるが、やっぱり個々の避難者の状況までしっかりつかみながらどんな状況になっているのかきちんと把握するような取り組みが必要である。だから、社会福祉協議会の事業としっかり連携して支援を強めてもらいたい。

次に、企画6ページの電源立地交付金の関係について聞く。

市町村特定原子力施設地域振興費及び特定原子力施設地域振興費は原発立地町と県等に対して国が年間84億円交付するとの説明だったと思う。この84億円は国から交付されるが、当初予算には全額を計上しないとのことであった。この当初と補正との関係をどのように考えればよいのか。また、この交付金は使い道がどういった形で限定されているのか。この前の説明では事業との関係で補正したが、国からは84億円が交付されるとのことであった。この関係をどのように理解すればよいのか。

今、第一原子力発電所についてはこういった枠組みになっているが、これから第二原子力発電所の廃炉をどうするかとなったときに同じような枠組みで原発立地町に対して交付金があるかわからないので、まず第一原子力発電所のこの84億円の枠組みについて説明願う。

#### エネルギー課長

第一原子力発電所の廃炉に伴い福島特定原子力施設地域振興交付金が平成27年度から30年間毎年84億円が国から県に交

付される。

市町村特定原子力施設地域振興費には44.2億円を計上しているが、このうち32.2億円が第一原子力発電所の周辺市町村に対する補助金であり、毎年度定額で補助するものである。この44.2億円と32.2億円との差が12億円あるが、これは県内市町村が実施するソフト事業またはハード事業等に直接補助金として執行する。

次に、特定原子力施設地域振興費の24.8億円については32年度以降に実施する県有施設の施設整備、維持補修事業等に充当するために福島特定原子力施設地域振興基金に積み増ししている。

このほか31年度に実施する69の県の事業の財源に充当することとしており、それについては各部局で計上しており、この議案説明資料には記載されていないが、それらを合わせて合計84億円の全額を当初予算に計上している。

もっと簡単に説明すると84億円の交付金は、市町村分として32.2億円、県が執行する分として51.8億円あり、そのうち基金に積み立てるのが24.8億円、残りの27億円については県の維持補修や原子力事故からの影響回復等を図るための事業に各部局の財源として計上している。

宮本しづえ委員

84億円の予算がばらばらに記載されているのでわかりにくい。

今の説明では国から84億円が交付されるとのことであったが、使い方については各市町村、県が独自に考えてよいのか、それとも使い道が特定されているのか。

エネルギー課長

市町村分として32.2億円あるが、これの使途としては原発事故からの影響回復、影響緩和を図るための事業に即したもののしか使えないので、国と協議をしながら了解を得た上で事業を執行している。

宮本しづえ委員

そうすると原発事故の影響を緩和するための事業とのことだが、市町村ではどういった事業にこの交付金を使用しているのか、市町村ごとにわかれば説明願う。

エネルギー課長

実際に行っている事業についての明細はなく、充てられている事業については国の交付規則で決まっているが、割と幅広く活用できるようになっており、第一原子力発電所からの影響、回復に資する事業に活用できるようになっている。

宮本しづえ委員

何でそれを質問したかという、国からしてみれば迷惑料とも違うし、おわびという感じの交付金だと思うので、市町村が復興に向けてまちづくりをするのだから、自由度の高い交付金にしていると理解していた。

なぜ国が使途を制約する必要があるのかと思ったので質問したが、市町村はある程度の自由度が保証されていると理解してよいか。

エネルギー課長

今まで市町村からは使途が狭くて困ったとの話は聞いていない。

鳥居作弥委員

企画15ページ、震災・原発の経験・教訓、復興状況伝承事業は文化スポーツ局長からの説明にあったジャーナリストスクールのことか。局長の説明では取材対象が復旧・復興に携わる方々とのことだが、以前もらった資料によると取材対象は団体等となっている。この取材対象はどのような形で決めるのか。

生涯学習課長

新しく見直したところでは復興に携わっている方、あるいは災害を経験して復興に向けて前進している方を重点的に取材対象にしようと思っている。そこで、その地域の方々、学校、団体等に確認してどういった活動をしている方がいるのかまずリサーチし、その中から取材を受けてもらえることを確認する。小学校高学年から高校生までが対象であり、余り難しすぎると取材に行けないので、子供たちがある程度わかる内容かということを加味して決める。

また、毎年、重点地区を県内満遍なく回るといってやっているが、取材対象から遠いと交通事故に遭う危険性もあるので、取材基地からそれほど遠くないことも加味している。

鳥居作弥委員

こういった事業をこれから取り組む上で大切なのは小さい子供の自主性、視点、視線をしっかり担保していかなければいけない。そういった中で取材対象を決める段階で子供たちの視線や視点を取り入れる施策をしているか。

生涯学習課長

この事業を決める際には実行委員会があり、マスコミ、学校の先生に入ってもらい委員指摘の点についても加味できる体制を整えている。

鳥居作弥委員

本当に小さい子供ほど目の前のものが全てとなってしまうと思うので、できるだけ自分で考えて、形式的な取材にならないようにこれからもしっかりと取り組んでもらいたい。これは要望である。

宮本しづえ委員

企画14ページ、災害救助法による救助に約13億円計上しているが、この事業による対象の世帯はどのくらいか。また、今年度と来年度ではどのくらい世帯数に差があるのか。

生活拠点課長

主に他県の借上住宅の費用が大きいのでその戸数について説明したい。

今年度の当初で約2,300戸見込んでおり、来年度については約1,400戸見込んでおり約850戸の減となっている。

宮本しづえ委員

そうすると850戸が支援の対象から外れ、そのための予算の減額ということでしょうか。

生活拠点課長

供与の終了に伴うものが一番大きいと思う。また、供与が続いていても再建を果たす方もいると思うので、それに基づいて各県から見込みを出してもらった数字がこれになる。

宮本しづえ委員

その850戸には福島に戻ったので支援が必要なくなった世帯もあれば、そこにとどまるが家賃の支援がなくなる世帯のどちらも含まれる。

そこで、対象でなくなった世帯のその先については誰がどのようにして把握するのか。

生活拠点課長

供与が終了になり自立再建した方の相談窓口としては、全国に生活再建支援拠点や県の暮らしの相談再建相談ダイヤルがある。また、駐在員、復興支援員もおり、場合によっては我々が個別に行くことも含めて引き続き対応していくことが必要だと思っている。

宮本しづえ委員

それは避難者の全体像が調査されていないことの反映だと受けとめる。

今、説明があった全国26カ所の生活再建支援拠点に相談に来れば対応したいとのことだと思う。

全国26カ所の生活再建支援拠点の体制が複雑になっている相談内容に対応できているのか。これは研究者の間でも問題提起されている。複雑になっている相談内容に対応するには、法律や社会資源の活用など相当専門的な知識を持った人でなければ個別の相談に対応できなくなっている。そういった点で生活再建支援拠点の体制は不十分なのではないか。これは、ぜひ問題提起をしないといけないと思っているが、担当課としてはどのように考えているのか。

避難者支援課長

全国26カ所に相談拠点を置いているが、その団体は災害ボランティア団体であったり、今まで相談対応をやってきた団体などいろいろある。

そこにはいろいろな相談があるので、専門的なアドバイスが必要な場合にはその避難先の市町村や専門機関につなぐなど課題解決を図っている。また、26拠点の統括団体が福島市にあるが、そこにも全国の相談拠点等からの相談もあるので、司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門家と連携しながら対応できるような体制をとっている。日々いろいろな問題が出てきてすぐに対応できないこともあるかもしれないが、できるだけ課題解決できるように取り組んでいる。

宮本しづえ委員

今の説明にあった専門職と連携して対応するとはどういった連携になるのか。例えば、各県にある弁護士会や行政書士会と連携するのか。それとも特定の人に委託して何か相談事があれば対応してもらう方法をとっているのか。

避難者支援課長

全国26カ所の相談拠点には我々も日ごろからそういったことを依頼している。あとはそのケースによっても違うが、例えば市町村の福祉の窓口や社会福祉協議会であったり、心の問題であれば精神保健関連の機関、高齢の方であれば地域包括ケアなどの専門機関につないで一緒になって課題解決に取り組んでいる。

渡部優生委員

企画19ページ、災害援護資金貸付金償還の関係で、この貸付制度について説明願う。

生活拠点課長

災害救助法が適用された自然災害を対象としており、1つ目は世帯主が1カ月以上の負傷した場合、2つ目は家財の3分の1以上損害を受けた場合、3つ目は住居が半壊、全壊または流出した場合が対象となる。

貸付限度額は、被害の種類や程度によって区分があるが最大で350万円である。利率は通常の災害で年3%、東日本大震災については年1.5%、さらに連帯保証人がいる場合については無利子となっている。

償還期限については、13年以内となっておりそのうち6年間は据え置き期間になっている。

渡部優生委員

6年間据え置きなのでこれから年々返済を迫られる人がふえてくると思うが、この制度を活用している人はどのくらいいるのか。

生活拠点課長

これまでの件数は3,147件である。

渡部優生委員

今回、償還されるのは何名になるのか。また、償還できる人はよいが、6年間の据え置き期間を経ていよいよ償還の時期になって償還できない人も出てきているのかどうか。その辺の現状について説明願う。

生活拠点課長

人数については把握していないが、確かに生活困窮で返済ができない方も出てきていると市町村からも聞いている。そういう場合には要件に該当すれば支払猶予制度を使って一定期間先延ばしすることもできる。

渡部優生委員

先ほど説明のあった全国26カ所の相談拠点と市町村と連携して返済できない方に対して丁寧な相談をすとの理解でよいのか。

生活拠点課長

災害援護資金を借りている方は県内はもちろん全国にもいるかもしれないので、支払猶予制度があることを知らなかったとならないようにしていく必要があり、機会を捉えてそういった機関を通してこれからも周知していきたい。

佐藤雅裕副委員長

企画5ページ、福島イノベーション・コースト構想の関係について聞く。

部長からの説明でも福島イノベーション・コースト構想を強化していくとの説明があり、予算も前年度に比べて2億円強ほど強化しているのでしっかり取り組んでいく意思が出ていると思うが、具体的な事業の中身としてはどのように強化

していくのか説明願う。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

福島イノベーションコースト構想推進事業については、企画調整部のほか商工労働部、教育庁、農林水産部等でも予算を計上している。企画調整部で計上している事業としては、大学の復興知を活用した浜通り地域での学術研究活動への支援事業、浜通り地域への交流人口の拡大を図るための事業、福島イノベーション・コースト構想推進機構への運営経費への補助等を計上している。

福島イノベーション・コースト構想推進事業全体で平成30年度より約2億2,000万円増額しているが、31年度予算で強化した事業は大学の復興知を活用した事業であり、今年度の1億5,000万円から31年度は4億333万3,000円まで増額した。

佐藤雅裕副委員長

福島イノベーション・コースト構想はこれからの福島の将来を担っていく大きなプロジェクトなので、国初めほかの部局と連携しながら進めてもらいたい。

次に、企画9ページ、スマートコミュニティ支援事業について聞く。

これも部長からの説明でスマートコミュニティー構築のため取り組みを支援するとのことであった。内容としては市町村で進めている事業に対して支援していくとのことだったと思うが、予算的には前年度から大きく減額になっている。

このスマートコミュニティー導入支援に関して現在どういった状況で、どのような前提でこの予算を計上したのか説明願う。

エネルギー課長

スマートコミュニティ支援事業の平成30年度予算が約3億500万円で、31年度予算は4,198万1,000円となっている。

この差はJヴィレッジに再生可能エネルギーを導入する工事を30年度に実施しており、それがなくなって大きく減額になっている。

また、この事業については市町村が行っている地産地消型の再生可能エネルギーの利用、PRに関する事業を支援するため1カ所500万円で2カ所見込んでいる。さらに、市町村によるスマートコミュニティ事業の事業可能性調査1件500万円を2件見込んでいる。

宮本しづえ委員

アーカイブ施設の準備事業というのがある。これは恐らく資料収集のために相当予算もかかると理解するが、先日、市町村が持っているさまざまな震災当時の資料が行政の保存期間が過ぎてだんだんなくなるのではないかと指摘している研究者がいた。

これは、非常に重要で早く資料を確保しておかないと、せっかく拠点施設をつくっても提供できる資料がなかったり、あるいは保存すべき資料がなくなっていたということが起きたのでは大変困ったことだと思うので、市町村が持っている資料の収集を県としてはどのように進めるのか大変気になった。

そこで、今の取り組み状況について説明願う。

生涯学習課長

公文書については各市町村で保存期限が決まっている。ただ震災が起きてからは基本的に保存期間を過ぎてもある程度重要なもので将来、関係しそうなものについては各市町村でそれに縛られずに保存していると聞いている。

今、県で収集しているが、公文書は開示できる期間、あるいは一般に公開できるかというのはまた別の話になってくる。ただ委員指摘のとおり非常に貴重なものなので、現在福島大学、国、県等の関係機関と連絡しながら公文書をどのようにして効率的に保存、収集していくのかということをお打ち合わせしている。

ただ具体的に公文書をどうするといったことについてはまだ結論が出ていないので、早急に結論が出せるように今後とも関係機関と打ち合わせをしていきたい。

宮本しづえ委員



市町村と協議しながらなるべく保存するように話し合っているということだが、市町村も保存するスペースがないなど限界があるという話もある。だから、もっと保管の場所も含めて県が支援していかないと市町村任せではうまくいかないことを心配したが、その辺はどうか。

生涯学習課長

市町村の公文書については県が収集するまで残してほしいと話しているが、市町村の考え方もあるのでどういった形で残すか、あるいは保存期限が切れてしまったものをどうするかについては市町村と協議しながらやっていきたい。

なお、今後、デジタル化や写真で残す方法も考えていく必要があると考えている。

宮本しづえ委員

説明にあったように方法はいろいろあると思う。

いずれにしてもアーカイブ拠点を考えるときにどうしても施設整備が中心になりがちだが、これから長くあの時の状況を伝えていくためには記録そのものを残していくことが必要である。だから、施設の整備を進めるにしても資料の収集にきちんと取り組んでいく必要があると思うので、そこはぜひ留意してもらいたい。

## ( 3月14日(木) 企画調整部)

宮本しづえ委員

3月末で仮設借り上げ住宅が終了する。そこで、仮設住宅に住んでいる避難者の4月以降の住まいの状況について聞く。

生活拠点課長

2月末現在の数字が取りまとまったのでその数字について説明する。

対象世帯は約2,200世帯あり、その96%を超える2,100世帯の住まいの見通しは立っている。残りの約4%の方がまだ確保に至っておらず、そのうちの3%強の方が引き続き住むとの話を大家としているが、正式に書面で交わしていない方も多数いる。実質的に見通しが立っていない方は1%を切るぐらいである。

宮本しづえ委員

1%であれば約20世帯がまだ決まっていない。その決まっていな世帯は、会えなくて確認できないのか、それとも行き先をどうしたらよいかわからないために決まらないのか。

生活拠点課長

接触できていない方はいない。やはり希望の住まいというところでまだ決めかねている方がほとんどと認識している。

宮本しづえ委員

この約20世帯は高齢者が多いのではないと思うが、3月末まで2週間ぐらいしかないので、4月まで延長せざるを得ない状況にある気がする。そこについては特に問題なく4月に移行できると考えているのか。

生活拠点課長

確かに10世帯強になるがこの世帯については確実に3月までというのは厳しい状況もあると思う。ただ延長はできないので、4月に入ってしまった場合であっても引き続き個別に対応しながら一日も早く新しい住まいが見つかるように支援を続けていきたい。

宮本しづえ委員

くれぐれも強制的な追い出しという形はとるべきでないと思うので、丁寧な対応を求めたい。延長もこれまでも事実上認めてきた経過があるので、本人が希望すればそういった対応をすべきだと思うので要望しておく。

次に、一番新しい避難者数が約4万1,000人強とのことだが、これを避難区域内と区域外で分けるとどうなるか。

避難者支援課長

現在、避難者数は復興庁の集計で毎月発表されており、2月末現在で県外に避難している方が約3万2,000人となって

いる。また、避難区域内と区域外に分けた避難者数については統計をとっていないので、12市町村が公表している数値から推計すると避難者数の半数が区域内なので、区域外も半数と推定される。

宮本しづえ委員

そうすると約1万6,000人ずつとなる。1世帯2人と単純に計算すると約8,000世帯が区域内の避難世帯という計算になる。

きのうの予算の説明では、区域内の避難者で災害救助法に基づく家賃の支援が継続する世帯は1,400戸との説明だったが、間違いないか。

生活拠点課長

きのう説明した災害救助法については主に県外の借り上げ住宅のことであり、各県から求償されるのでそれをベースにした数字がきのう説明した県外の数字になる。それで4月以降も供与が続く世帯は約4,000世帯になる。

宮本しづえ委員

私が誤解しているのか。

きのう説明のあった災害救助法に基づく県が家賃を払っている区域内の戸数は今年度2,300戸で来年度は約1,400戸と理解していたが、そうではないのか。

生活拠点課長

4月以降も供与が続く約4,000世帯の内数と考えてもらいたい。

宮本しづえ委員

それなら理解できる。まだ県外に避難している区域内の世帯は恐らく7,000～8,000世帯あるが、家賃の無償提供が続くのはそのうち1,400世帯だけとのことなので、相当の避難者は家賃保証がなくなる状況にある。ここは間違いないと思うが、そういった理解でよいか。

生活拠点課長

応急仮設住宅の供与は補助ではなく全てが無償となる。そもそも災害救助法が適用されていれば応急仮設住宅は無償で入れるので、一部の方に補助、支援があるわけではない。応急仮設住宅であれば全て無償供与となる。

宮本しづえ委員

そこはわかっている。

3月末で無償供与がなくなる地域が出てきて、無償提供が続くのは全体で4,000世帯でそのうち県外で避難を継続するのは1,400世帯との説明であった。

また、県外には約1万6,000人の避難者がいるとのことだったので、単純計算で1世帯2人と考えれば2月の時点で区域内の避難者が7,000～8,000世帯ある。その中で4月以降も無償提供が続くのは1,400世帯なので、それ以外の世帯はもう何の支援もない状態で避難を継続せざるを得ないことになるとの理解でよいか。

生活拠点課長

我々としては供与戸数だけを把握しているので、それ以外の避難者数となるとわからないが、委員指摘のとおり供与が終了している方については支援がなくなることになる。

宮本しづえ委員

もう既に終わっているところもあるので、トータルすると1,400世帯しか残らないことは多分間違いないと思うが、いずれにしても区域内の避難者が戻らないで県外に避難を継続している世帯が1,400世帯あることは事実だと思う。これは非常に重い事態なので、ここをどうするかは県にとって重要な課題である。

打ち切りの時期を決めればそれが自立につながるから、時期を先に決めるということで打ち切りを進めてきたが、先ほどの説明のように特に県外に避難している方はなかなか次の住居が決まらない現実がこの数字だと思う。解除された区域の居住率が23%ということを考えれば、今の時点で本当に打ち切りしてよいか政治判断すべきである。今までその方針

でやってきたからこれでよいと継続して本当によいのか県政が問われている。私はそういった問題であると理解しているが、これでよいのか避難地域復興局長に聞く。

避難地域復興局長

課長が説明したことを補足すると、避難指示が続いている中で昨年であれば檜葉町、ことしの3月には5町村の仮設住宅の供与が終了するのは事実である。

先ほど説明したように避難指示が続いている方が県外にもたくさんまだ避難している状況にある。ただ仮設住宅の終了時期については市町村と協議しながらきちんと進めてきた。また、避難指示が続いている区域から県外に避難している方にもさまざまな希望があり、その地域に定住したいという方や、あとは戻りたいがまだまだ難しいという方もいるので、県外に避難している方全てが住居がなくなるわけではなく、定住はしたいもののまだ住民票がこちらにあって避難している方もいるのでさまざまな状況がある。そういった状況なので全ての方がすぐに住まいがなくなるとの状況ではないことを理解願う。

その中で先ほど説明したように仮設住宅については市町村の意向を踏まえて、一定の整理をしてきたが、これで終わりではなく、まさしくその方が福島とつながりを持っていたい、これから戻ってきたいという方もいるので、そういった方については引き続き住居だけでなく、情報を提供したり、個別に訪問するなどしっかりフォローしていきたい。そういった形でしっかりと支援をしていく方針は変わらないのでそれをしっかり続けていきたい。

宮本しづえ委員

住まいのことをこれだけいつも言うのは、避難者が生活再建する上で住まいは生活の土台だからである。住まいが決まらないで生活を再建することはあり得ない。だからこそ住まいの再建については何よりも最優先でしっかり支援していく立場に立たなければ被災者の生活再建はできないレベルの次元の問題と捉えるべきである。そういった認識に立たなければ支援の土台が据わらない。そういった問題としてしっかり捉えていくべきだと述べておく。

次に、国家公務員宿舎の借上げは区域外の避難者に対する支援だったと思う。避難の時点ではいろいろな地域の方がばらばらに避難したので、多分区域内の避難者も国家公務員宿舎に住んでいると思うが、そういった方はいるか。

生活拠点課長

委員指摘のとおり、国家公務員宿舎にも供与継続中の方が入居している。

宮本しづえ委員

これは何世帯ぐらいか。

生活拠点課長

昨年10月1日時点で全国に約250世帯が入居している。

宮本しづえ委員

そうするとこの250世帯のうち4月以降も継続する世帯はどれぐらいか。

生活拠点課長

その区分までは出していない。

宮本しづえ委員

国家公務員宿舎に入居している区域外の避難者の戸数は幾つになるか。

生活拠点課長

3月1日現在、全国の国家公務員宿舎に100世帯がまだ入居している。

宮本しづえ委員

この100世帯の中で4月以降の方向性が決まっている世帯はどのぐらいか。

生活拠点課長

同じく3月1日現在で確保済み世帯が3割の30世帯となっている。

宮本しづえ委員

この確保の中身には2倍の家賃を払って入居をする人も含めて30世帯と理解してよいか。

生活拠点課長

そういった方は含まれていない。ここで確保済みというのは、例えば公営住宅を申し込んで当選したとか、アパートを確保したとか、あとは自宅再建中とかそういった方がこの3割になる。

宮本しづえ委員

そうすると70世帯はあと2週間しかないのにまだ方向性が決まっていない。2月1日時点の112世帯からそんなに減っていないので、そんなに簡単に次の住まいが見つかる状況ではないのが現状だと思う。県は4月以降も残るときには2倍の割り増し家賃について入居者に説明していると思うが、割り増し家賃を支払うと言っている人はいるのか。

生活拠点課長

2年前にこのセーフティーネットを申し込むことを受けて、国から国家公務員宿舎を県が借りて契約している。その契約書には期限を超えた場合には現在の家賃の2倍になることが記載してある。その上で契約をしているので、払う、払わないというところまでは聞いていない。

宮本しづえ委員

県が延長の申請をしないために契約違反になり、使用許可の期間を超えるから損害賠償といった関係で家賃が2倍になる。

国は避難者との交渉では、県から延長の申請があれば考えないわけでもないと言っている。県からすれば国が早く終わりにしろと言っているのに何でそんな話を国がするのかと思っていると思うが、国は県民に対して県から要請があれば延長もあり得ると言っている。県が延長の申請をすれば2倍の家賃はなくなるかと理解しているが、それでよいか。

生活拠点課長

確かに7割の方の移転先がまだ確定していない状況にあるが、これまでに退去した方も当然いる。その中で国家公務員宿舎から退去して支援団体の一員として活動している方からは私たちは2年間という約束で入っているので、それに向けて頑張ってきたという声があることも我々は意識しないといけないと思っている。

宮本しづえ委員

なぜ2年間だったのか。それは2年間あったら何とか自立できるだろうと考えて2年間にしたと思う。しかし、実際には70世帯がどうしてよいかわからず、次を見つけれないでいる。その現状に即してどうするかを考えるしかない。国が県から申請があれば考えると言わざるを得ないのは、そういった実態があるからなので、県が申請すればこの家賃が2倍になる話はなくなるのではないか。

生活拠点課長

延長すれば制度的には委員指摘のとおりである。ただこれまで我々もこういった方々に対して個別に世帯の状況を聞き、その中でどういった支援が必要なのか、どういったことに困っているのか、できるだけ顔を合わせて話をする機会を設けてきた。

また、現地での相談会も平日は都合がつかない方もいるので土日に職員が現地に行って、地元の不動産業者の協力を得て、一緒に住まい探しをこれまで12回開催してきた。そういった中で何に困っているのかずっと取り組んできている。

そういった中で現実にはこれだけの方が決まっていない。また、セーフティーネットとはいっても一時的なものでしかないので、引き続き4月以降もできるだけ早く安定した住まいを確保できるように顔を合わせて支援を続けていかなければならないと思っている。

宮本しづえ委員

結局、4月になったら家賃の2倍をもらうことになるので、今説明があったように県が申請すれば家賃の2倍はなくなるのであれば、そういった対応をすべきだと思う。特に区域外の避難者の不安は区域内の避難者よりも複雑で非常に精神

的、経済的にも追い詰められている方が多い印象がある。だからこそ余計に心配になる。本当に丁寧にやらないととんでもない事態になり、取り返しがつかない問題だと考えるべきだと思う。これは引き続きしっかり対応を求めている。

このセーフティーネットを退去して民間のアパートに移るときには移転費用が補助対象になったと思うが、申請の期限が決まっているというのは本当か。申請の期限を決める必要があったのか。

生活拠点課長

このセーフティーネットとあわせて自主避難者への供与が終了するときには民間賃貸住宅等家賃補助事業、国家公務員宿舎に残る人のセーフティーネットという2つがある。

国家公務員宿舎の方が退去する場合には民間賃貸住宅等家賃補助事業の対象にはなるが、所得要件により変わってくるので審査をしないと対象になるかわからない。

次に、民間賃貸住宅等家賃補助事業の締め切りについては要綱で3月10日までとなっており、額を確認するために契約書等を添付する規程になっている。これまで相談会、個別訪問のときに早く決めてもらえばこの制度を使えると何回も周知してきたところであり、我々としてはできるだけ使える制度は利用してもらいたい。

宮本しづえ委員

これは3月10日までに何件の申請があったのか。

生活拠点課長

今、件数を把握していないが退去した49世帯のうち13世帯がこの補助を利用している。

宮本しづえ委員

3月末までに次のところを決めてくれとあってまだ70世帯が決まっていない。今後、この中で別なところを探す方が出てくる可能性もある。そうだとすれば再建を支援するための補助制度なので対象を少なくとも3月末まで、あるいは4月にまたがったとしても補助対象にすべきなのではないか。これはどうしてだめなのか。

生活拠点課長

制度をつくった当時からこの2本柱でやってきて、それぞれで制度設計をしており、そこでの決りを柔軟に広げてというのは本来セーフティーネットの対象でない方が3月10日までだからということで申請しない方もいるかもしれないので、そういった公平性を考えると延長するのは難しいと思う。

宮本しづえ委員

そういったことではなく、その変な公平性を強調すると本当に支援しなければいけないところに支援ができなくなることが起きてくるのではないかと。

避難者をしっかり支援し、必要なら国に延長申請する。いろいろな方法を使って避難者に不安を抱かせないようにすることが本来の避難者支援のあり方だと思う。そこが県に欠落している。それが一番の問題である。

これは引き続き、しっかりと対応を求めている。それで、民間賃貸住宅等家賃補助事業もことしの3月末で終わりになるが、3月時点のこの補助対象は何世帯になるのか。

生活拠点課長

今、3月時点の数字はないが、約1,800世帯が現在も補助を受けている。

宮本しづえ委員

以前、2,046世帯との説明があったので、それから約

1,800世帯ということは多分約200世帯は戻ってきたのかもしれない。あるいは対象外になってしまったのかもしれない。

どちらかはわからないが対象から外れたということである。今後、1,800世帯はどうしようとしているのか。

生活拠点課長

まず約2,050世帯に交付決定して、現在は1,800世帯である。委員指摘のとおり帰還した方、家を建てた方、そのまま県外に住んでいる方、さらに遠くに避難した方もいるが、その方たちが250世帯近くいる。

また、1,800世帯の今後については我々としても3月で終わることを課題としているので、これも何度か説明してきたが、10月からほとんど毎月、この制度が終了すること、住まいのこと、生活のこと、困ったことがある場合の相談先の案内を周知してきた。

その中で上がってきた相談、また上がってこなくても復興支援員や駐在員から得られた情報をつかまえて福祉的な支援、住宅であればサポート事業につないで個別に対応している。3月でこの制度が終わっても引き続き取り組んでいかなければならないと思っている。

#### 宮本しづえ委員

国家公務員宿舎あるいは民間賃貸住宅等家賃補助、どこに避難してもかかわる問題は同じだと思う。

この2つの制度で何とか区域外の被害者も支援してきたが、この3月でどちらも終わってしまうので、その後の避難者支援について全庁的に取り組み、しっかり支援していくことを県として確立していかないといけない。

疎外感がもっと強まるし、結果的に取り残されたままになって、わからなくなってしまう。そういった不安がすごくあると思う。自分自身も本当に不安だと思っている。

これは原発事故がなければ起きなかったことなので、事故を起こした国や東京電力がしっかり金も人もつけてやるべき課題である。それを災害救助法やその範囲を超える部分については県の責任でやってきたので、どうも加害責任が曖昧にされたままで9年目を迎えている。このあたりが制度を終わりにされてしまう一番の要因だと思う。だから、そのときに県はどちらの立場に立って県民を支援するのか。ここの立ち位置をしっかり据えないと本当に避難者は救えない。このことを厳しく指摘しておきたい。

#### 避難地域復興局長

今、委員から仮設住宅、セーフティーネット、区域内、区域外の避難者の話などさまざまな質問があった。

我々としては県内の復興・復旧、復興公営住宅などさまざまな状況を踏まえた上で市町村と協議しながら、こういった形で制度の区切りをつけたいということを示してきた。

肝心なことは何度も説明したとおり、避難者の支援については区域内外の方を含めてこれで終わりとは全く考えていない。今後も情報の欲しい方、支援サポートが欲しい方などさまざまな方がいるので、さまざまなところと連携しながらしっかりと情報を提供して支援を続けていくその姿勢は全く変わっていない。これで終わりでは全くなく、支援が必要な方についてはしっかり支援を続けていく姿勢は変わっていない。

#### 宮本しづえ委員

今、局長から説明があったが、支援の中身が質的に変わってくる。そのことを強調したい。それは、住まいが一番の生活の土台だからである。その住まいを終わりにして支援の姿勢は継続すると言われても避難者が納得していないから県に繰り返し継続の要請が続けられている。

支援すると言っているが、一番の土台を全部なくしたままで支援を継続すると何回言われても当事者にしてみれば納得できないとの思いがある。このことを理解する必要があると思うが、どうか。

#### 避難地域復興局長

住まいが基本ということはさまざまな形で聞いている。ただ仮設住宅や国家公務員宿舎のセーフティーネットの供与については一定の区切りをつけるものの、住居のサポートが必要な方についてはサポート事業も含めてしっかりと支援していくことは変わっていないので、住まいのことについても必要な方については支援を続けていく。

#### 鳥居作弥委員

きのうの水素の普及拡大に関する説明で来年度、場所は未定であるが水素ステーション1カ所、燃料電自動車25台分の予算を計上しているとのことであった。また、部長説明では水素エネルギーの普及拡大に向け、県有施設等への燃料電池の導入とあったが、これは具体的にどういった場所にどのようなものを導入をするのか。

#### エネルギー課長

県有施設等への燃料電池の導入については、定置燃料電池の有用性をPRするためのモデル事業として県有施設に導入する。具体的な対象施設については、利用者が多く見込まれてアピール効果の高い施設に導入したいと考えており、水素の貯蔵施設を含めた物理的な面での設置の可否、それから最適な導入規模等について現在精査、検討を進めているので、新年度の早い時期に決定して発注できるようにしたい。

鳥居作弥委員

未定とのことだが、例えば浪江町でつくった水素を使うのであれば電気で分解して水素を取り出し、電気を使って水素をつくり、その水素を電気に変えるということだと思う。燃料電池を施設に導入するメリットにはどういったことが考えられるか。

エネルギー課長

まずは再生可能エネルギー由来の水素エネルギーを利用するとのPRになる。また、水素のメリットである大量に貯蔵して使うということ、それから非常用電源としても使うことができることについてもあわせてPRしていきたい。

鳥居作弥委員

市民感覚だと水素に対してある程度の不安があるが、現時点で電気と比べると市場的にはなかなか厳しいと思っている。ただこういったPRを重ねながらメリット、デメリットをしっかりと把握して、それを受け入れる形でこれから導入が進んでいくことを願っている。

次に、今後燃料電池バスについても導入支援をしていくとのことだが、具体的な制度設計があれば説明願う。

エネルギー課長

燃料電池バスの導入については1件の導入を目標として新年度予算に計上しており、国の補助との併用を想定して県の補助は上限5,000万円としている。事業者が従来のバスの価格帯で購入できるように制度設計している。

鳥居作弥委員

いろいろな方面から水素利用を推進、拡大していくことは大事だと思う。そういったことで象徴的に水素バスが走ることは目に見える形になりPRにもなると思う。

ただ水素バスが商品として市場にあるのか。これは浪江町の水素で東京オリンピックに向けて水素バスを走らせる予定があり、それに向けて水素バスをつくっているが、それが終わらないと民間には届かないとの話があった。

2020年に向けて水素バスが福島の地を走るということであればその辺はどうなっているのか。

エネルギー課長

需要が多くて生産が間に合っていないことは確認している。東京都中心に需要が多くあるとのことだが、トヨタでSORAというバスを製造しているので引き続き本県分も確保できるようにトヨタに要請していきたい。

鳥居作弥委員

2020年に福島の地でオリンピック・パラリンピックのソフトボール、野球が開催されるので、それに向けて何とか目に見える形で水素バスを走らせるようにトヨタと協議を進めてもらいたい。これは要望である。

安部泰男委員

今、産業技術総合研究所で水素キャリアに関する研究を進めていると聞いているが、この水素キャリアに対する技術はどこまで研究されていて、実用化の段階までいっているのかかわかれば説明願う。

エネルギー課長

研究開発については商工労働部の所管にはなるが、これまで産業技術総合研究所と連携した水素エネルギーの貯蔵等の研究開発、それからイノベーション・コースト構想の実現に向けた水素製造システムの実用化、開発などを支援してきた。

本県から未来の水素社会を牽引する新技術が生み出されるようしっかりと取り組んでいきたい。

安部泰男委員

CO<sub>2</sub>フリーでつくった水素を活用していくことには期待している。

商工労働部と企画調整部でイノベーション・コースト構想を所管していると思うが、どちらかというと商工労働部はロボットテストフィールド関係の予算があって、企画調整部は水素の開発、研究等に関する予算が計上されていると思う。

いわき市では、バッテリーバレー推進機構が設立され、バッテリーバレー構想を進めていく動きがある。水素の活用方法としては、水素をつくって、その水素を動力源とする車、それともう1つは水素をつくって、リチウム電池に蓄電して好きなときにその電気を使っていく方法がある。いわき市のバッテリーバレー構想では、水素を使って発電して、それをリチウム電池に蓄電してものをつくり出していこうとの構想である。そのバッテリーバレー協議会に商工労働部が入っているのは確認できたが、企画調整部はこの協議会に入っているのか。

エネルギー課長

企画調整部は、そのバッテリーバレー構想には参加していない。

安部泰男委員

イノベーション・コースト構想の1つの分野として世界に強力で売り出していくために頑張っていると思うが、企画調整部としてバッテリーバレー構想も含めてCO<sub>2</sub>フリーの水素をどのように展開しようとしているのか。

企画調整課長

バッテリーバレー構想についてはイノベーション・コースト構想の関連ということで再生可能エネルギーを導入していく中で水素を貯蔵していく手段の1つとして重要なものと考えている。

浪江町の実証を通じてまずはオリンピックで使う。それからオリンピックの後、地産地消のような形で使っていく。そういうことで水素を広げていく必要があると思う。水素であれば長期間保存できるとか、バッテリーであれば安価で手軽であるとかそれぞれの特性があるので、関係機関と連携しながら水素の活用、バッテリーの活用といったものを研究していく必要があると思っている。

安部泰男委員

まさしく福島としていわきからイノベーションを起こすつもりで頑張っていると思う。こういった取り組みをしているところは本当に限られているので、ぜひこれをものにしたい。県としてもしっかりサポートしながら強力に応援をしてもらいたいと思うが、どうか。

企画調整部長

若干補足すると、企画調整部はイノベーション・コースト構想全体の推進役、取りまとめ役である。

事業によっては商工労働部、農林水産部に予算を計上して事業を執行しているが、密接に連携しながら進めている。その上で委員指摘のバッテリー産業は今後の成長産業を支える重要な分野であり、イノベーション・コースト構想においてもエネルギー分野、環境リサイクルに力を入れて一生懸命取り組んでいる。

いわき市以外でもバッテリー関係の企業が支援制度を利用して新しい技術を開発しているところもある。このバッテリーバレー構想についても新たな動きなどがあれば商工労働部と情報共有し、いろいろな支援または新制度もあるのでさらに飛躍することを県としても期待している。

渡部優生委員

再エネアクションプランは第1、2期と進めてきて新年度から第3期になる。第2期については1年前倒しで目標を達成したと聞いているが、第3期を策定するに当たって第2期をどのように総括したのか。

今年度まで取り組んできた第2期の3年間のこれまでの成果と課題があれば説明願う。

エネルギー課長

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランであるが、第2期の実績を数値で説明すると平成29年度末時点における本県の再エネへの導入実績が30.3%でこれが第2期で定めた2018年度末の導入目標の30%を1年前倒しで達成できた。

課題としては大きくビジョンに基づいて2040年度に100%という大きな目標を掲げているので、それに向けて計画は当然推進していくが、具体的な計画になっていないものについてもどんどん再エネ導入に向けて取り組んでいくことが課題に



なっている。

渡部優生委員

第2期を受けて第3期はどのように進んでいるのか。

エネルギー課長

第3期の策定状況については、10月と2月に再エネ導入連絡会を開催して外部有識者の意見をもらったところである。内容としては当初の導入見込み量を上回る成果を踏まえながら、送電網の強化、それから水素エネルギーの利活用の推進など福島新エネ社会構想に基づく取り組みに加え、蓄電設備の導入支援を初めとする再エネの自家消費を促進する取り組みなどを盛り込むこととしており、今月末の策定に向けて作業を進めている。

渡部優生委員

第3期と新年度予算は当然関連性があると思うが、新年度予算を編成するに当たって第3期と新年度予算はどのように関連づけて予算を計上したのか。

エネルギー課長

具体的には太陽光発電に伴う蓄電池の導入に関するもの、自家消費を促進する取り組みに要する経費を盛り込んでいる。また、進行管理を行う事務経費も若干であるが計上している。

渡部優生委員

第3期については新聞で見ると目標が42%とあったが、第3期で目指す目標とその根拠について説明願う。

エネルギー課長

2021年度で42%という目標を設定している。その根拠としては設備の設置が始まっているところ、計画されているところでどのくらい発電できるかをもとに設定している。

渡部優生委員

ぜひ目標達成に向けて頑張ってもらいたいと思うが、目標達成に当たって地域の新たな産業政策の一つとして地域の経済であったり、雇用につながっていくことが大事だと思う。

第2期が目標の1年前倒しで達成したとの説明があったが、それに伴って県内の再生可能エネルギー産業の育成や雇用にはどのようにつながってきたのか。

その辺についてはエネルギー課としてどのように捉えているのか。これは、産業創出課の所管という答弁になるのかもしれないが、やっぱりそういったところを意識しながら再エネの拡大につなげていくべきだと思うので、産業政策と雇用政策にどう結びついてきたのか説明願う。

エネルギー課長

産業育成だけにとどまるものではないが、再エネの導入に当たっては、地産地消、地域主導などの取り組みが重要であり、アクションプランに盛り込んでいる。その導入に当たっては、発電所建設の設備投資、固定資産税収入、あとは関連企業の立地、それから雇用の創出など地域経済の波及効果が期待できる。まさに地域活性化の観点から非常に重要と考えている。

県としてはアクションプランでもその地域主導による再生可能エネルギーの導入促進を柱としているので、引き続き地域主導の取り組みで産業の育成等をしていきたい。

宮本しづえ委員

今の再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン第3期計画について聞く。

数値目標としては3カ年で1,618MWふやして、3,722MWに到達させると42%になるとの計画でよいか。また、この1,618MWふえるかなりの部分が太陽光発電で占められているが、太陽光発電でふやすのは約1,300MWぐらいか。

予算の際も述べたが、結果的にメガソーラーに依存しているのではないか。メガソーラーがどんどんふえれば、太陽光発電の数値はどんどんふえていくが、県民参加型の住宅用太陽光発電は余りふえない。こういった実態のままで数値目標

だけが到達することになりかねない。

太陽光発電は2021年の段階で2,800MWの導入見込みだが、この中で小規模のものはどれぐらい目指すのか数値目標をつくるべきだと思う。

エネルギー課が2017年3月末現在で作成した資料によれば1MW以上の太陽光発電の割合が約4割、10kW～1MWが38%、これを合わせると約8割になる。どうしても小規模の割合が余り伸びないのであれば、目標を立てて導入を推進すべきではないのか。

これについて計画を策定する段階でどのように位置づけたのか。発電量等がなぜ問題なのかと言ったらどうしても環境破壊とつながり、住民からの不安が出てくる場合が少なくないからである。

福島県環境影響評価条例でも75ha以上の山林開発については環境アセスメントを必要としている。50～75haについては必要があれば環境アセスメントを必要とする条例になっているが、これからも大規模なものをどんどんつくられていくと県の環境問題は一体どうなってしまうのか。だから、アクションプランにもしっかりこの環境との共生をどう位置づけるのかとの目標を明確にすべきと思うが、この観点についてはどのように検討したのか説明願う。

エネルギー課長

まず1点目の小規模な太陽光発電の設置について目標をもって推進すべきとの質問については、ピーク時の平成25～26年度から比較すると設備導入は年々落ちてきている状況にあるが、住宅用太陽光発電については県民に身近で導入が比較的容易であるという利点もあるので、これからも補助制度等を維持して住宅展示場における周知活動、またリフォーム業者への働きかけを行い、さらに普及拡大に取り組んでいきたい。

2点目の環境共生については、例えば風力、太陽光など山間部でも開発されており、住民と合意が得られていない箇所もある。それらの解決に当たっては関係法令に基づいて事業者が住民に丁寧に説明した上で、住民が安心していることが前提なので国、県、市町村の役割に応じて事業者へしっかりと指導等を行っていきたい。

宮本しづえ委員

環境の問題は個別の事業者が環境アセスメントをクリアすればよい問題なのか。全国的にもこの環境問題が再エネの推進で問題になっているので、独自の仕組みをつくろうとの流れがある。再エネ先駆けの地である福島こそしっかりと環境と共生する再エネ推進をすべきであり、そういった目標を明確に掲げていくのが先駆けの地にふさわしいあり方だと思う。

このアクションプランにはそここのところの明記がない気がする。今、パブリックコメント中なので、今後そういった意見も出てくると思われるので計画に位置づけてもらいたい。

次に、このアクションプランに産業集積に向けた目標に再エネの関連企業を70件以上集積するとあり、そのうち海外は3社以上を目指すとなっている。ここに海外を入れる意味はどこにあるのか。

エネルギー課長

委員指摘のアクションプランの産業集積の関係については企画調整部と商工労働部で協力して作成しており、その部分については商工労働部の取り組みを記載している。

宮本しづえ委員

これを作成したのはエネルギー課である。そのエネルギー課が産業集積の目標として関連企業を集積し、海外企業は3社以上にするとアクションプランの概要版に記載している。それを商工労働部というわけにはいかない。そもそも再エネの大規模なものは海外資本がかなり入ってきており、国民共有の環境が生み出す利益が国外に流出してしまうことにならざるを得ない。そういった目標を県がわざわざつくる必要があるのか。本来ならばエネルギー課として国内、県内に循環させるような目標にすべきだったのではないのか。なぜここにわざわざこのようなことを記載したのか。

エネルギー課長

その件については商工労働部ともう一度改めて協議をしたい。

宮本しづえ委員

ぜひ商工労働部とそういった議論をしてもらいたい。

次に、浮体式洋上風力発電の規模が一番大きいところが実証事業で発電効率が悪かったため中止が既に決まっている。これからも実用化を目指すことになっているが、その可能性についてはどのように考えているのか。

エネルギー課長

浮体式洋上風力発電については商工労働部の所管になっているが、現在国で地元漁業者の理解を得ながら、福島県沖での実証研究がまだ継続されている。国において引き続き安全性、信頼性、経済性の検証を着実に進めてほしい。

宮本しづえ委員

これもイノベーション・コースト構想の関連事業の一つとして位置づけられていたものだったと思うが、実用化の見通しがないようなものを積極的に推進するのはどうなのか。そういったことも含めてイノベーション・コースト構想の関連事業が本当に現実性があるのか、地域の要望に沿っているのか、見直しをする必要があると意見を述べておく。

次に、遠野地区で大きな問題になっている風力発電について聞く。

先日、遠野地区の風力発電について地域住民とエネルギー課で話し合いをしたと思う。この遠野地区は国がハザードマップで土石流危険区域に指定しているので、この地域に風力発電を何基もつくることは不適切な地域とみなすべきである。このため話し合いではこの地域に風力発電をつくることは適切でないと説明したと思うが、どうだったのか。

エネルギー課長

県としてはいわき市の風力発電について規模の大小にかかわらず事業者が計画作成の初期段階から地域住民と適切にコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手続など関係法令に基づいて適切にするべきと考えている。

事業者に対しては地元の十分な理解を得るように助言、指導し、地域と共存する再生可能エネルギー事業の推進をしていきたい。

ただ立地に適さない危険箇所については、当然に設置されるべきではない。環境アセスメントでも農林水産部、土木部に意見照会等するのでその中で危険箇所の指定があればさらに詳細な地質調査をする。事業者は本当に立地に適しているのか責任をもってしっかり検証しなければならないので、そういった対応をしっかりしていきたい。

宮本しづえ委員

適切な地域でなければやるべきではないのはそのとおりである。それでは、この地域は適切な地域ではないとみなすべきではないか。担当課としてはどのように考えているのか。

エネルギー課長

太陽光も風力も設置される規模については大小さまざまだと思うが、そのエリアがどの程度その危険箇所に係るのか個別具体的に検討が行われる必要があると考えており、環境アセスメントやそれ以外の関係法令等に基づいて計画遂行されるようにしっかりと取り組まれるべきだと考えている。

宮本しづえ委員

環境アセスメントの知事の意見として中止も含めて考えるべきと記載してある部分がある。だから、ここに大規模な風力発電は不適切であるという立場だけは国にもしっかり対応を求めていく必要があると思う。

エネルギー庁の考え方としても計画の段階から住民の合意が得られないものについては基本的には認められない、行うべきではないとしている。

先日、事業者は区長会の合意を一応とりつけたとしてボーリング調査を始めているようである。これは単なる調査のためのボーリング調査ではなく、基礎工事のためのボーリング調査だと事業者が言っている。こういったことが許されていいのか。これは大問題である。まだ事業認可もされていない段階でボーリング調査が始まることは考えられない。こういった事態が現場で起きていることを県は知っているのか。

エネルギー課長

国のガイドラインでは事業者は地元の説明して理解を得て進めるようにと記載されている。

本工事にに向けたボーリング調査が行われていることについては県として把握していないので今後確認したい。

宮本しづえ委員

ぜひ事実を確認してもらいたい。

住民の合意といったときに事業者は住民の8割を超える反対の署名が集まっているにもかかわらず、署名の信頼性はわからないと言っている。区長会には一応理解を得たとのことだが、区長会から理解が得られれば住民の7～8割が反対しても住民合意が得られたとする住民合意のあり方がまかり通るのか。あり得ない話だと思うが、どうか。

エネルギー課長

区長会の合意だけで進められたことについても把握していないので、どういった説明経緯があつて進められたのか事業者にしっかり確認したい。

宮本しづえ委員

県は中止も含めてこの地域については問題があるという認識で環境アセスメントの段階でも意見を言っている経過があるので、一方的に事業が進むことはあつてはならないことだと思う。環境共生課とも協議しながらしっかり対応することを求める。

次に、原子力損害担当理事の説明で避難区域の土地の財物賠償の見直しがされたとの説明があつたが、この具体的な内容について説明願う。

原子力損害対策課長

原子力損害賠償紛争審査会が県内主要都市部の平均宅地単価を住居確保損害の宅地単価の目安としているが、昨年度は単価を見直さなかったため2年分で約5.5%程度上昇していたので、本年1月25日の原子力損害賠償紛争審査会の見直しで従前の4万3,000円/㎡から4万5,000円/㎡まで引き上げた。

宮本しづえ委員

地価が上がったので住宅確保損害の基準を若干引き上げたとのことだが、これが実態なので当然の見直しである。それ以外の原子力損害賠償紛争審査会の指針の見直しをほとんどしていないのが問題である。

8つあった避難者訴訟のうち4つは地域を面的にとらえて、この地域については一定の追加賠償が必要だという判決になっている。

したがって、指針そのものを見直さなければ適切な賠償にならない。今まで指針を超える賠償については、個別具体的に被害に応じてされるべきとの説明であつたが、判決そのものがそれを超えて面的な賠償が必要との判決になっている。

個別になると指針を超える賠償を認めないのが今の東京電力である。商工業では年間逸失利益の2倍相当額を一括で支払った後の追加賠償の請求件数が約900件と言われているが、そのうち合意をしたのは9件で、申請のたった1%しか合意していない。つまり東京電力はもう応じないということである。

そのため、県内33市町村のうち8割超の首長が指針の見直しが必要だと言っているのではないかと。県としては市町村長の意向や裁判所の判決、損害賠償の実態を踏まえて指針そのものを見直しを求めるしかないと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

現在、集団訴訟により地方裁判所の8つの判決が出ているが、いずれも控訴されて係争中になっているので、訴訟の動向について注視していきたい。

また、指針の見直しについてはこれまでも原子力損害賠償紛争審査会に対して本県の現状をしっかりと把握した上で、指針の適時適切な見直しを行うように繰り返し求めてきた。県としてはこういった基本的なスタンスをもとに引き続き被害の実態に見合った賠償がなされるように取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

指針は目安であり、最低の基準であるため、それを上回って個別に追加賠償されるのは当たり前である。国、県もそういった認識であるが、東京電力は指針が最高であり、それ以上のことはしないのが実態である。指針に対する受けとめそ

のものが違うので、指針の見直しが必要である。そこをもっと明確にして個別的な対応にとどまらない賠償の見直しを求めていくべきだと思うので、そういった観点で取り組みをもっと強めるように要望する。

鳥居作弥委員

資料を見ていると特撮やアニメなど今までにない言葉が出てきた。特撮、アニメを使って県全域の活力を創出することだが、どういったコンテンツを想定しているのか。

地域政策課長

特撮やウルトラマンは、須賀川市出身の円谷英二監督が生みの親である。県では、これまでウルトラマンARスタンプラリーにより県内全域を対象に交流人口の拡大に3年間取り組んできた。来年度4年目となるこの事業の見直しに当たっては、これらを地域の宝として県内のみならず県外の方にも知ってもらおう気運醸成が必要だと考えている。

そうした中で須賀川市が特撮を中心としたまちづくりを進めており、エヴァンゲリオンなどで有名な庵野秀明氏を代表とするアニメ特撮アーカイブ機構等と特撮文化推進事業実行委員会を昨年11月3日に立ち上げた。

そこで、特撮を文化として広く定着させるとともに、特撮を使ったまちづくりとして、須賀川市ではことし1月に市民交流センターt e t t eをオープンさせ、その中に円谷英二ミュージアムを設置した。こういった流れが強くなっていく中で、さらに広めていくために、ウルトラマンARスタンプラリーのほか、円谷英二ミュージアムと連携した企画展を行うなど特撮やウルトラマンの魅力を幅広く知ってもらおうとともに、県内外からの誘客促進を図る。さらにはそういったコンテンツを生かして、地域の活性化を図るための商品化を目指すなど経済的にも回るようなような事業を改めて構築して、福島ゆかりのコンテンツを生かしたほかにはない「福島ならではの」地域づくりを進めていきたい。

鳥居作弥委員

特撮に限らず映画、ドラマ、CMなどあらゆるコンテンツは観光資源になり得る可能性が非常に高いとずっと考えていたので、一歩進んでそういった活動をしていくのはよいことである。

あるものを磨き上げながら、聖地化して最近の言葉でいえば聖地巡礼として新しい観光資源を発掘する。そういった観点からするとフィルムコミッションといった取り組みも大事だと思う。茨城県では県庁の中にそういった推進室をつくって推し進め、ある程度の結果も出ている。栃木県も同様だと思う。

そういった中で本県はまだそういった活動をしていないが、フィルムコミッションを推し進める茨城県は、東京からの距離が近く、山、川もあって場合によっては雪も降るということで本県と同様の要素をいっぱい持っている。

そこで、企画調整部だけではなく、商工労働部、観光交流局などと連携しながら一歩進んだ聖地をつくり出すための前段としてのフィルムコミッションへの取り組みも考えていかなければいけないと思うが、どうか。

地域政策課長

フィルムコミッションについては観光交流局が中心になって取り組んでいる。例えば、柳津町の「ジヌよさらば」は地域の風景を生かした映画づくりがされていたり、いわき市の「超高速！参勤交代」もそういった例の一つかと思う。県のみならず市町村も含めて自分たちの地域を生かして取り組む動きは現にいろいろある。

一方で新たな聖地化については、先ほど説明した特撮文化推進事業実行委員会の一つの取り組みの方向として映画の舞台ができないかと模索している。今回、NHKの大河ドラマ「いだてん」に特撮シーンがあり、それを監修しているのが尾上監督で、場所は須賀川市長沼地区にある遊休地を生かして撮影を行った。そういった小さな取り組みから始めていき、福島の風景を生かしたフィルムコミッションが福島に人が来る大きな起爆剤になると思うので、今後部局連携による取り組みを研究していきたい。

鳥居作弥委員

隣県の栃木県、茨城県では積極的に事業を推進しているが、本県で積極的にフィルムコミッションを誘致しているのはいわき市、会津若松市である。

ロケ側からすると本県にどういったものがあるか知りたいと思うので、部局連携しながらロケ班を福島に誘致してもら

いたい。また、行く行くはそういったところが俗にいう聖地となる取り組みを進めてもらいたい。

来年になると古閑裕而氏のNHK連続ドラマがあるので、そういったロケ地も県内で完結できるように情報の提供も必要なことだと思うので、その辺も含めて部局連携しながら検討してもらいたい。

#### 渡部優生委員

県土の均衡ある発展について聞く。

国では昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しにより全国82都市を中枢中核都市に指定した。これは、東京一極集中を是正することが目的のようである。

県内では、福島市、郡山市、いわき市が中枢中核都市に指定されており、主に20万人を超えるところが指定されている。今後、中枢中核都市の拠点化を進めるため支援を強化していく流れになると思う。それを強力に進められれば、今まで県が県土の均衡ある発展、中山間地域の振興など努力してきたことが、中枢中核都市に人が集中してしまって、中枢中核都市に指定されなかった20万人未満の小規模、中規模の市町村は人口減少が加速化することが危惧される。県としてはそういった国の動きをどのように認識しているのか。

#### 復興・総合計画課長

中枢中核都市については昨年12月18日にまち・ひと・しごとの事務局から事務連絡があり、本県では福島市、郡山市、いわき市の3都市が選定され、今後関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援、地方創生推進交付金の上限の引き上げなどが行われると記載されていた。

委員指摘の周辺自治体の衰退を進めるのではないかという危惧は当然あり、ことし1月に国が地方創生推進交付金のあり方に関する検討会で識者、地方自治体の代表も参加する中で中枢中核都市の支援に関しては、周辺自治体に支援した効果が波及する仕組みが必要、または周辺自治体と共存共栄の仕組みを設けるべきだといった意見もあり、議事録に取りまとめられている。

昨年12月18日の事務連絡では、詳細な支援に関しては追って決まり次第となっているが、現在も国から連絡はきていないので、国の情報収集をしっかりしていきたい。また、地方創生推進交付金の計画策定に当たっては、県が窓口となつて一括して国に申請する際に周辺自治体との関係性やそれぞれが相乗効果を生むような計画になるように我々も助言などを行っているので、今後とも国に選定された市町村だけが勝ち組とならないように周辺自治体の活性化も図れる取り組みをしていきたい。

#### 渡部優生委員

県と全く同じ認識だと思うので、ぜひそういった視点で国にこれからも提言をしてもらいたい。ここにきて地域格差が非常に広がっていると感じており、県は県土の均衡ある発展をこれまでも旗印にしてきたので、そういった指定も大事にしながらその旗をおろさないで頑張っているいろいろな施策をしてもらいたい。これは要望である。

#### 佐藤雅裕副委員長

2040年には県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に取り組んでおり、中間目標を1年前倒して実現できたことは非常に評価できる。ただこれから先を見たときにまだまだ越えなければいけない大きな壁は幾つもあると思う。

先ほどもあったが太陽光の割合が多くなると送電網等への影響があるので、水素、風力、水力などさまざまなものでバランスをとりながら、2040年に向けてやっていくことが大事だと思う。

アクションプランではネットワークに負担をかけないために地産地消の取り組みをしっかりとやらなければいけない。地産地消の取り組みとしてはスマートコミュニティーがあるが、スマートコミュニティーに地域が取り組むには余りにも大き過ぎると思うので、例えば地域で水路を活用するとなったときにどういったことができるのか県が具体的なスキームがある程度組み立ててそれを地域で展開することでどれだけ地域に還元されるかを具体的に示していくべきと思うが、どうか。

また、もう少し小水力を含めた水力の活用を進めていくべきだと思う。そういったときに以前も何回か質問したが、水利権を中心としてワンストップで使いたいという人が使えるような仕組みを県が前面に立って早急につくらなければいけないと思うが、どうか。

エネルギー課長

スマートコミュニティについては、被災地域の復興まちづくりにおいてスマートコミュニティの機能を導入する方向で進められており、具体的には新地町、相馬市、浪江町、楡葉町等において具体的に事業が進められているが、より多くの自治体に取り組んでもらえるような具体的なスキームを示せるように検討を進めていきたい。

また、小水力については天候などの影響を受けにくい安定した電源であり、非常に重要な電力なので、これについても事業者と自治体等と協議をした上で、県で設置の支援をしているが、取り組みやすいように具体的なスキームを示せるように検討を進めていきたい。

佐藤雅裕副委員長

これからの話なのでしっかり進めてもらいたい。いろいろな工事に係る手続や水利権に関する手続などが複雑であちこちの省庁に行かなければならない状況を解消して、県の相談窓口に来れば全部できるようなそんな形にしてもらいたい。

次に、アクションプランに公共施設への率先導入ということが書かれているが、計画しても実際に進めていくのは財産を所管している部署になるため、企画調整部で県としてこれだけ県有施設に導入するという目標を示し、どういった計画で進めていくのかそこまで落とし込まないと難しいのではないかと思うが、具体的にどのように進めていくのか。

エネルギー課長

県が率先して県有施設に燃料電池を導入するモデル事業としてPRして取り組みをスタートさせていく。まずは来年度については具体的な対象施設は決定していないが、利用者が多く見込まれてPR効果が高い施設に導入する方向で検討している。今後、来年度の取り組みを踏まえてどのように進めればより効果的なのか検討していきたい。

佐藤雅裕副委員長

恐らく各部署では予算を抑えなければいけない中でほかの事業の予算を確保して太陽光発電を設置するという議論にはならないと思う。したがって、例えば企画調整部として再生可能エネルギーを設置するための予算を確保し、それを各部署に振り分けるなどの考え方でないと進まないと思うので、しっかり進めてもらいたい。

本庁舎や西庁舎の改修工事で大規模な電気工事が行われるが、生活環境部でもLED照明に変えなかったことまでは把握していなかったのも、エネルギー課が中心となってほかの部局も取り組むように計画の段階からしっかりと入って進めてもらいたい。